

# 保安林解除申請の手引き

( 申請者用 )

平成 1 2 年 7 月

長崎県山地災害対策室

## は　じ　め　に

森林は木材等の林産物の供給のほか、洪水の緩和や土砂の崩壊を防ぐなど国土を保全し、渇水を緩和し水をはぐくみ、大気を浄化、騒音を防止し、保健休養や野生動物の生息の場を提供し、心に安らぎを与える等の公益的機能を持っています。

これらの公益的機能をより高度に発揮させるため、特に必要のある森林を森林法（明治30年制定）に基づいて保安林に指定しています。

長崎県では、森林面積の20%（国有林13,874・、民有林36,327・）が保安林に指定されていますが、国土開発の進展にともなって、森林地域でも各種の開発が行われ、保安林の指定の解除が必要となる場合が増加しています。

本来、保安林は制度の趣旨からして、森林以外への転用を抑制すべきもので、保安林の転用に係る指定の解除は、一定の条件を満たした場合になしうるもので、転用を目的とする解除については、級地区分、用地事情、面積、代替施設の設置等いろいろのことが要求されています。

このため、保安林の解除申請の手続きを円滑に、かつ、正しくして頂くために本書を作成しました。

まず、お考えになっている事業内容について、あらかじめ県に相談されることが手続きの第一歩といえます。

# 目 次

・ 保安林の指定の解除について	1
1 . 保安林解除の概要	1
2 . 保安林解除申請ができる者	1
・ 地方公共団体の長	1
・ 直接の利害関係を有する者	1
3 . 保安林解除の権限	1
・ 農林水産大臣権限	1
・ 都道府県知事権限	1
4 . 保安林解除の理由	2
・ 指定理由の消滅（森林法第26条第1項及び第26条の2第1項）	2
・ 公益上の理由（森林法第26条第2項及び第26条の2第2項）	2
5 . 保安林の転用に対する方針	3
6 . 保安林の級地区分及びその取り扱い	3
・ 級地区分	3
・ 級地区分の取り扱い	3
7 . 保安林解除の要件	4
・ 用地事情等	4
・ 代替施設の設置等	5
・ 実現の確実性	5
・ 利害関係者の意見	5
8 . 保安林解除の流れ	9
9 . 指定の解除の申請について	10
・ 事前相談について	10
事前相談の対象	10
事前相談資料	10
別記1 事前相談のために事業者が提出する資料の記載事項（例）	11
別記2 保安林解除に係る事前相談書の様式	13
別記3 事前相談整理表	15
・ 解除区域の分筆手続きについて	17
・ 保安林解除の権限と解除申請書提出部数について	17
・ 申請書の提出時期について	17
・ 解除申請面積について	18

・ 長崎県森林審議会に諮問する基準	1 8
・ 他法令に係る許認可等について	1 8
・ 権利関係の把握について	1 8
・ 事業の着手について	1 8
・ 事業の実施について	1 8
(11) 確認解除について	1 9
・ 保安林解除申請書の様式等について	2 0
1 . 保安林解除申請書の提出する書類等について	2 0
別紙 1 意見書	2 6
別紙 2 保安林解除同意書	2 7
別紙 3 土地使用承諾書	2 8
(参考) 土地使用承諾書	2 9
2 . 保安林解除申請に係る添付書類の簡素化	3 0
3 . 保安林解除申請書等の様式及び記載方法について	3 2
・ 申請書	3 2
申請書の様式及び記載例	3 2
申請書の記載上の注意	3 3
・ 事業計画書	3 4
事業計画書の様式及び記載例	3 4
事業計画書の記載上の注意	3 8
転用前後の用途別面積	4 2
土量計算書	4 5
別紙 1 事業経費	4 6
・ 代替施設計画書	4 7
代替施設計画書の様式及び記載例	4 7
代替施設計画書の記載上の注意	5 2
別紙 2 代替施設事業経費	5 7
・ 保安林解除予定告示後の手続き	5 8
1 . 事業の実施時期	5 8
2 . 手続きについて	5 8
・ 作業許可申請	5 8
・ 保安林内立木伐採届出書	5 9
3 . 保安林作業許可に係る申請書等の様式	6 0
様式 1 保安林(保安施設地区)内作業許可申請書	6 0

様式 2	保安林（保安施設地区）内立木伐採届出書	6 2
様式 3	保安林内作業着手届	6 3
様式 4	保安林内作業完了届	6 4
別紙 1	代替施設出来高調書	6 5
様式 5	代替施設（事業計画）変更承認申請書	6 6
	（標準様式）代替施設出来高表	6 7
様式 6	作業許可標識の様式	6 8
様式 7	災害発生届	6 9
.	県内の保安林担当事務所と管轄区域	7 0
1	．担当事務所と管轄区域一覧表	7 0

## ．保安林の指定の解除について

### 1．保安林解除の概要

保安林の指定は、森林の持つ公道的機能の維持増進を図ることを主な目的として実施しているが、年月の経過とともに森林の状況や保全対象が変化し、保安林に指定した理由がなくなる場合がある。また土地利用上、どうしても保安林を他の公益的な目的等のため森林以外の用途に供されなければならない事態が発生することもある。このような事態に対応するため、森林法は、いかなる場合に保安林の指定を解除できるかについて、次のように定めている。

### 2．保安林解除申請ができる者

保安林解除の申請ができるのは、「地方公共団体の長」又は「解除に直接の利害関係を有する者」に限られる。 (森林法第27条第1項)

#### (1) 地方公共団体の長

地方公共団体(都道府県、市町村、特別市、特別区、地方公共団体の組合及び財産区)の長については、直接の利害関係がなく間接の利害関係にとどまる場合でも申請の資格を認められている。

#### (2) 直接の利害関係を有する者

「直接の利害関係を有する者」とは、保安林の解除に係る森林の所有者、その他権原に基づきその森林の立木竹若しくは土地の使用又は収益をする者、保安林の解除により直接利益を受ける者、現に受けている利益を直接害され、若しくは害される恐れがある者である。

### 3．保安林解除の権限

保安林の指定の解除の権限は、その指定の権限を有する農林水産大臣又は都道府県知事が有する。

#### (1) 農林水産大臣権限：国有保安林、民有林重要流域の1～3号保安林の場合

国有保安林とは国が森林所有者である保安林で、重要流域以外の1～3号保安林及び4号以下の保安林であっても、所有権が「国(国土交通省、財務省等)」の場合は、農林水産大臣権限となる。 (森林法第26条)

#### (2) 都道府県知事権限：民有林重要流域以外の1～3号保安林、4号以下の保安林の場合 (森林法第26条の2)

(注) 1．重要流域とは中半島部流域をいい、下記の市町が該当する。

長崎市、諫早市、大村市、西海市、西彼杵郡長与町・時津町、島原市、雲仙市、南島原市、東彼杵郡東彼杵町

(注) 2．第25条第1項第1号から第3号までに掲げる目的を達成するため指定された保安林で、第1項又は第2項の規定により解除をしようとする面積が第1項は1ha以上及び第2項は5ha以上の規模は、農林水産大臣に協議し、同意を得なければならない。

(森林法第26条の2第4項、森林法施行令第3条の3)

(注) 3．その全部又は一部が保安施設事業又は地すべり防止工事若しくはぼた山崩壊防止工事の施行に係る土地の区域内にある保安林

種 別		号	目 的		解除の権限
国 有 林	国有林の保安林（全部）				農林水産大臣
	官行造林地の保安林				
	部分林の保安林				
	所有権が国の保安林				
民	水源かん養保安林	1	水源のかん養	重要 流域	第1号から第3号 までの保安林で一 規模以上の解除は 、農林水産大臣へ 協議し、同意を要 する。  都道府県知事
	土砂流出防備保安林	2	土砂の流出の防備		
	土砂崩壊防備保安林	3	土砂の崩壊の防備		
有	水源かん養保安林	1	水源のかん養	重要 流域 以外	
	土砂流出防備保安林	2	土砂の流出の防備		
	土砂崩壊防備保安林	3	土砂の崩壊の防備		
保 安 林	飛砂防備保安林	4	飛砂の防備		
	防風保安林	5	風害の防備		
	防霧保安林	6	霧害の防備		
	水害防備保安林	7	水害の防備		
	潮害防備保安林	8	潮害の防備		
	防雪保安林	9	雪害の防備		
	干害防備保安林	10	干害の防備		
	なだれ防止保安林	11	なだれの危険の防止		
	落石防止保安林	12	落石の危険の防止		
	防火保安林	13	火災の防備		
林	魚つき保安林	14	魚つき		
	航行目標保安林	15	航行の目標の保存		
	保健保安林	16	公衆の保健		
	風致保安林	17	名所又は旧跡の風致の保存		

#### 4. 保安林解除の理由

保安林を解除することができるのは、次の場合である。

##### (1) 指定理由の消滅（森林法第26条第1項及び第26条の2第1項）

受益の対象が消滅したとき

自然現象等により、保安林が破壊され、かつ、森林に復旧することが著しく困難と認められるとき（例：海岸浸食による森林の海没等）

その保安林の機能に代わるべき代替施設等が設置されたとき又は設置が極めて確実と認められるとき

森林施業を制限しなくても受益の対象を害する恐れがないと認められるとき

##### (2) 公益上の理由（森林法第26条第2項及び第26条の2第2項）

土地収用法（第3条）

その他の法令により土地を収用し、若しくは使用できるとされている事業又はこれに準ずるものの用に供する必要が生じたとき

## 5. 保安林の転用に対する方針

保安林は、制度の趣旨からして森林以外の用途への転用を、抑制すべきものである。そのため、転用を目的とする保安林の解除に当たっては、保安林の国民生活及び地域社会に果たすべき役割の重要性にかんがみ、できるだけ保安林の転用を避けやむを得ず保安林を対象とするにしても保安林の公益的機能が確保されるよう、森林の保全と適正な利用との調和を図る等の適切な措置を講ずるものとする。

## 6. 保安林の級地区分及びその取り扱い

### (1) 級地区分

保安林を次に掲げる基準に従って第1級地及び第2級地に区分し、保安林の保全の重要度を示す指標とする。この区分は、あらかじめ個々の保安林について固定的に定められているものではなく、事案発生のおと、その場所について、基準に照らしてみても相当な級地に判定する。

#### 第1級地

次のいずれかに該当する保安林は、第1級地とされる。

- (ア) 治山治水緊急措置法(昭和35年法律第21号)第2条第1項に規定する治山事業の施工地(同法施行前のこれに相当する事業の施工地を含む。)であるもの(事業施工後10年(水源地域緊急整備事業、保安林整備事業、防災林造成事業等により森林の整備を実施した区域にあっては事業施行後20年)を経過し、かつ、現在その地盤が安定しているものを除く。)
- (イ) 傾斜度が25度以上のもの(25度以上の部分が局所的に含まれている場合を除く。)その他地形、地質等からして崩壊しやすいもの  
局部で判断しないで、周辺地区を含めた傾斜で判断する。
- (ウ) 人家、校舎、農地、道路等国民生活上重要な施設等に近接して所在する保安林であって、当該施設等の保全またはその機能に直接重大な関係があるもの
- (エ) 海岸に近接して所在するものであって、林帯の幅が150m未満であるもの
- (オ) 保安林の解除に伴い残置し又は造成することとされたもの

#### 第2級地

第1級地以外の保安林は、第2級地とされる。

### (2) 級別区分の取り扱い

#### 第1級地

「公益上の理由」による解除のうち、転用の態様、規模等からみて国土の保全等に支障がないと認められるものを除き、原則として解除は行わない。

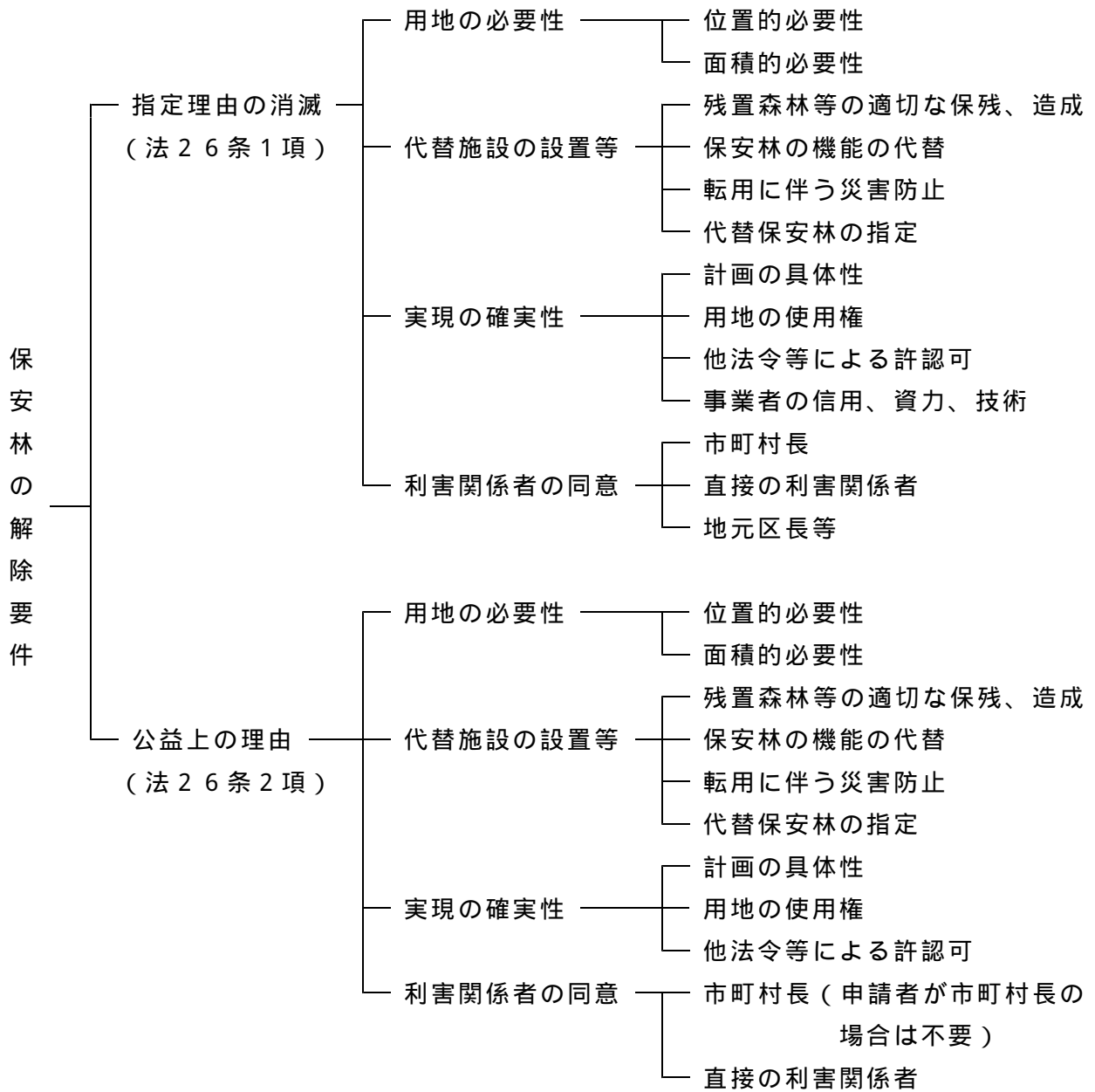
#### 第2級地

地域における保安林の配備状況等及び当該転用の目的、態様、規模等を考慮の上、やむを得ない事情がある場合で、かつ、当該保安林の指定目的の達成に支障がないと認められる場合に限り解除の申請ができる。



## 7. 保安林解除の要件

保安林の転用に係る保安林の解除については、次の要件を具備する必要がある。



### ・ 用地事情等

#### 用地事情等

ア 保安林の転用の目的に係る事情又は施設の設置による土地の利用が、その地域における公的な各種土地利用計画に則していること。

イ その地域における土地利用の状況等から、その土地以外に適地を求める事ができないか、又は著しく困難であること。

#### 面積

保安林の転用に係る土地の面積が、当該転用の目的を実現する上で必要最小限度のものであること。

ア 法令等により基準が定められている場合は、当該基準に照らし適正であること。(道路等)

イ 大規模、かつ、長期にわたる事業等のための解除の場合。

(ア) 全体計画及び期別計画が適正であること。

(イ) 期別実施計画に係る転用面積が必要最小限度のものであること。

・ **代替施設の設置等**

残置森林等の設置は、別冊「保安林の転用許可基準」の表6(P9)に掲げる基準に合致すること。ただし、転用に係る保安林の面積5・以上である場合又は事業区域のうち、森林の面積に占める保安林の面積が10%以上である場合(転用に係る保安林の面積が1・未満の場合を除く)には、表7(P11)に示す基準に適合するものであること。

\*「事業区域」とは、事業者が所有者その他の該当土地を使用する権利を有し事業等に供しようとする区域をいう。

当該保安林の転用に係る代替施設の設置等の措置が講じられること。

(ア) 代替施設の設置等については、別冊「保安林の転用許可基準」に示す基準に適合するものであること。

(イ) 土砂の流出又は崩壊その他の災害の防止、周辺の環境保全等については、当該事業等に係る転用が別冊「保安林の転用許可基準」に適合するものであること。

(ウ) 転用しようとする保安林の面積が のただし書きに相当する場合であって、水資源かん養又は生活環境の保全形成等の機能を確保するため代替保安林の指定を必要とするものにあつては、原則として、当該転用に係る面積以上の森林が確保されるものであること。

なお、代替保安林を指定する場合には、受益の対象及び保安林配備の状況森林の現況等に配慮して同一の単位区域(受益の対象を同じくする区域)内の森林を対象として行い、その申請は、解除申請と同時に行うものとする。

・ **実現の確実性(計画の具体性、用地使用権、他法令許認可、事業者信用等)**

次のすべてに該当し、申請に係る事業等を行う事が確実であること。

ア 事業計画が具体的であり、当該計画どおり実施されることが確実であること。

イ 事業者が当該保安林の土地を使用する権利を取得しているか、取得する事が確実であること。

ウ 事業者が当該保安林と併せて使用する土地がある場合、その土地を使用する権利を取得しているか、取得する事が確実であること。

エ 事業実施に当たり、法令等による許可等を必要とする場合には、当該許可等がなされているか、又はなされることが確実であること。

オ 事業者が当該事業等を遂行するに十分な信用、資力及び技術を有している事が確実であること。

・ **利害関係者の意見**

当該保安林の解除に利害関係を有する市町村長の同意

直接利害関係を有するものの同意

ア 保安林の解除に係る森林の所有者、その他権限に基づきその森林の立木竹、若しくは土地の使用又は収益をする者。

イ 保安林の解除により直接収益を受ける者又は現に受けている利益を直接害され、若しくは害されるおそれがある者。

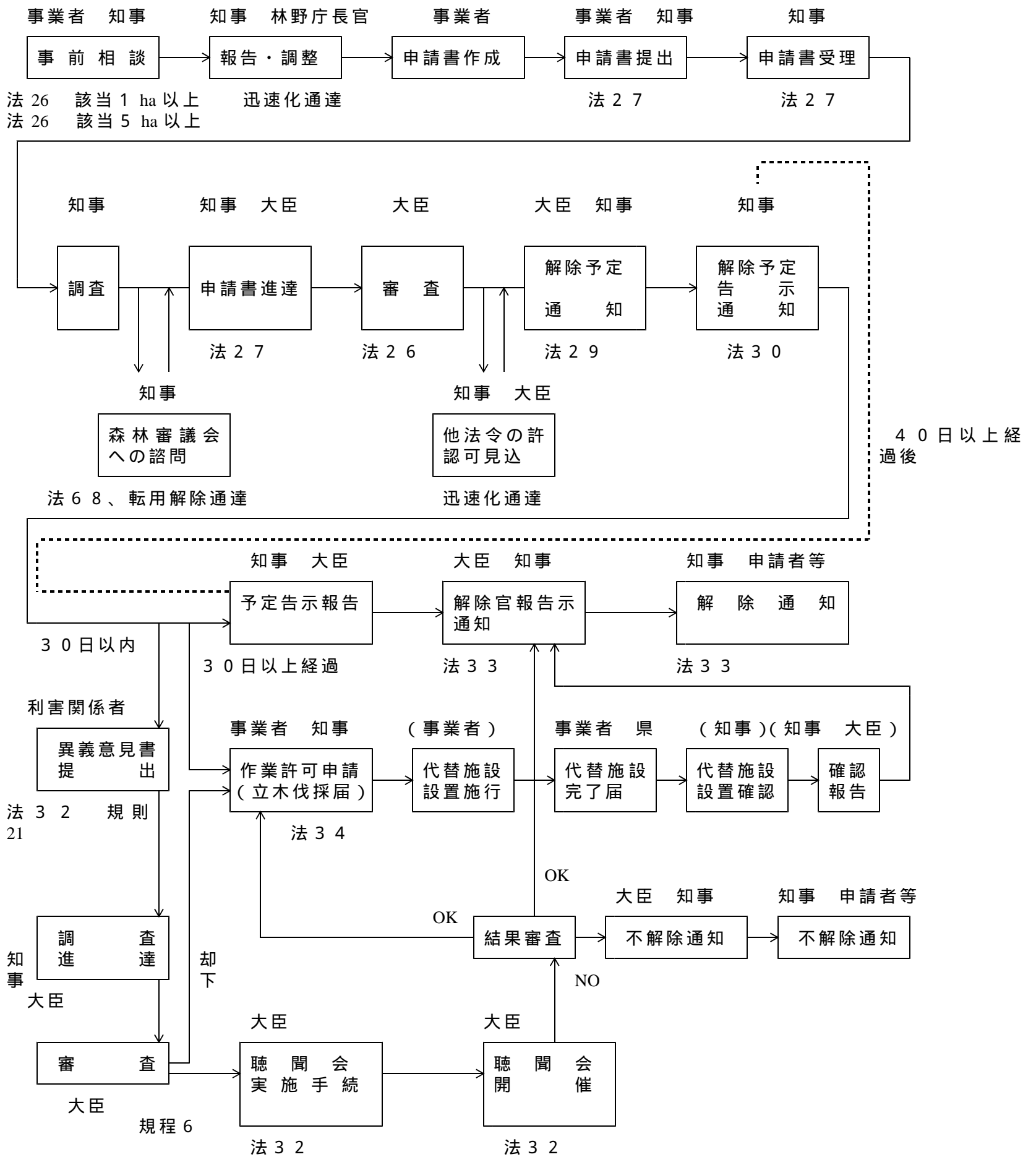
\* 直接利害関係を有する者は、下表により現地の実態をも踏まえながら判断すること。判断に当たっては、県に相談すること。

保安林の種類	直接利益を受ける者等
水源かん養保安林	<p>洪水の防止については、過去の災害状況、地形、土地利用状況等から保安林の指定又は解除等の申請がなされた森林(以下「当該森林」という。)の流出係数の変化に伴い、いっ水による浸水のおそれがある区域内に居住する者及び当該区域内の土地及び建築物、その他物件(以下「土地等」という。)について正当な権原を有する者(当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。)とする。</p> <p>各種用水の確保については、過去の渇水事例、水利用状況等からみて水の確保に支障を及ぼすおそれがある区域内の取水施設に正当な権原を有する者とする。</p>
土砂流出防備保安林	<p>過去の土石流、土砂流、洪水等の発生状況、河床勾配等からみて土砂流出のおそれがある区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者(当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。)とする。</p>
土砂崩壊防備保安林	<p>当該森林の地形、地質、山麓より下方の地形等からみて崩壊土砂が流下し、堆積するおそれのある区域(当該森林の斜面上部で崩壊のおそれがある場合は、その区域を含む。)内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者(当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。)とする。</p>
飛砂防備保安林	<p>当該森林の林帯方向における両端を通過して林帯方向に対して直角に交わる直線が当該林帯の林縁と交わる点(以下「林縁点」という。)から当該林帯の期待平均樹高(以下「樹高」という。)の風上側へ5倍、風下側へ10倍の水平距離(林帯が不整形の場合は、最も風上側及び風下側となる林縁からのそれぞれ5倍、10倍の水平距離。)となる点(以下それぞれ「風上点」、「風下点」という。)をその直線上にとり、風上点及び風下点をそれぞれ結んだ線分によって囲まれる区域(林帯の連続状態が失われる場合は、風の吹き抜けによる影響が予想される区域を含む。)内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者(当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。)とする。</p>

保安林の種類	直接利益を受ける者等
防風保安林	飛砂防備保安林に準ずる区域（風下点は、風下側の林縁点から樹高の35倍の水平距離となる点とする。）内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
水害防備保安林	当該森林に隣接し、その周辺における災害状況等からみて当該森林の水制作用、洪水流送物の制御作用の効果を直接受ける区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
潮害防備保安林	<p>塩害の防止については、飛砂防備保安林に準ずる区域（風上側の区域は除くとともに、風下点は風下側の林縁点から樹高の25倍の水平距離となる点とする。）内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。</p> <p>津波等の被害の防止については、当該森林に隣接し、その周辺の災害状況、沿岸の地形等からみて当該森林の津波・高潮の防止効果を直接受ける区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。</p>
干害防備保安林	当該森林に水利用を直接依存している取水施設、貯水池等に正当に権原を有する者とする。
防霧保安林	飛砂防備保安林に準ずる区域（風下側の区域は除くとともに、風下点は風下側の林縁点から樹高の20倍の水平距離となる点とする。）内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
なだれ防止保安林	当該森林の下方の地形等からみてなだれが流下し、堆積するおそれがある区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
落石防止保安林	当該森林の地形、下方の地形等からみて落石の影響が予想される区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。
防火保安林	当該森林に隣接し、当該森林の火災の延焼防止の効果を直接受ける区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。

保安林の種類	直接利益を受ける者等
魚つき保安林	当該森林が漁業の棲息と繁殖に影響を与える海域において、漁業権を有する者とする。
航行目標保安林	当該森林を通常航行の目標としている小型漁船及び小型船舶に正当な権原を有する者とする。
保健保安林	<p>「局所的な気象条件の緩和、塵埃・煤煙のろ過作用等」を目的とするものについては、当該森林の隣接する区域内に居住する者及び土地等について正当な権原を有する者（当該権原が当該森林の存続と重要な関連を有するものであると認められる場合に限る。）とする。</p> <p>「市民レクリエーション等の保健、休養の場」を目的とするものについては、その効果、効用の及ぶ範囲は極めて不特定かつ広範囲に及ぶものであり直接利益を受ける者等に該当する者はいない。</p>
風致保安林	名所、旧跡と一体となって景観の保存を目的としているものについては、その名所、旧跡について正当な権原を有する者とする。

## 8. 保安林解除の流れ (直接執行事務)



この手続きでは、森林法関係法規について次の略号を用いる。

- 法・・・森林法（昭和26年6月26日法律249号）
- 令・・・森林法施工令（昭和26年7月31日政令第276号）
- 規則・・・森林法施行規則（昭和26年8月1日農林省令第54号）
- 規程・・・保安林及び保安施設地区に関する事務処理規程（昭和37年7月26日農林省訓令第42号）
- 基本通達・・・保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取り扱いについて（林野庁長官通達）
- 転用解除通達・・・保安林の転用に係わる解除の取り扱い要領（林野庁長官通達）
- 迅速化通達・・・保安林の解除事務の迅速化及び簡素化について（林野庁長官通達）

## 9. 指定の解除の申請について

### ・ 事前相談について

事前相談は、保安林の転用を目的とする解除申請について解除事務の迅速化等のために、行政運用上の措置として行われているものである。

これは、従来、保安林解除申請書類の内容が不備なため、その補正に相当の期間を要するものが多かったことなどから、申請書が提出される前に県が事業者に対して事前指導をしようとするものである。

#### 事前相談の対象

事前相談があった事業の対象地が、国有林の保安林及び民有林の水源かん養、土砂流出防備及び土砂崩壊防備の保安林であって、転用しようとする保安林の面積が一定規模以上のものについては、その概要を林野庁に報告し、調整を図る必要がある。この場合に調整を要するのは、保安林解除の理由が指定理由消滅に該当するものについては1ヘクタール以上、公益上の理由に該当するものについては5ヘクタール以上（線的な解除（道路）は、対象外）のものとされている。

ただし、面積が小さくても、次に該当するものは、事前協議に準じて林野庁と協議を行う。

ア．ゴルフ場・住宅団地の造成等の保安林解除案件

イ．治山事業施行地（治山施設）に係る保安林解除案件

#### 事前相談資料

県が林野庁に報告する場合の様式は別記2及び3のように定められているから、事業者は、この様式の記載事項を念頭において事業計画等を整理した上で、別記1に基づき県に事前相談を行うこと。なお、林野庁の事前相談対象案件については、資料は3部必要となる。

## 別記 1

事前相談のために事業者が提出する資料の記載事項（例）

- 1 事業対象保安林の所在場所及び森林所有者
- 2 保安林の種類及び指定年月日
- 3 事業区域面積及び保安林解除計画面積
- 4 転用の目的に係る事業又は施設の名称
- 5 事業計画の内容
  - ・ 事業主体
  - ・ 事業の目的及び必要性  
事業の目的とその必要性、緊急性、公益性等について具体的に記載する。
  - ・ 土地利用計画  
土地利用計画の概要を記載するとともに、土地の現況（地目別）と転用後の用途（計画施設用地等の種類）を対応させて、その面積を表示する。
  - ・ 事業経費  
事業経費の概算総額と調達予定先別の金額を記載する。補助金等については、根拠法令及び事業名等を記載する。
  - ・ 事業期間  
着工及び完成の予定時期を記載する。
- 6 当該事業用地を当該区域以外に求めることが困難である事由  
市町村等の土地利用に関する計画との関係及び土地利用の状況、当該事業又は施設等を必要とする自然的条件及び地理的条件、他に適地を求め難い事由等を記載する。
- 7 転用しようとする保安林面積が、当該事業用地として必要最小限度のものである根拠
- 8 事業者が当該事業を実施するために使用する土地の権利の種類及びその権利の取得状況
- 9 他の法令との関係  
土地の利用又は事業の実施について他の法令による許認可等が必要な場合には、その許認可の状況等について記載する。
- 10 利害関係者の意向  
当該事業計画に対する市町村及び地域住民等の意向を記載する。
- 11 現況写真  
計画地の全体の区域、保安林の区域、要解除計画区域を明示した写真とする。  
計画地が広い場合には航空写真及び部分的な写真に対する撮影位置図を併用した方が説明に便利な場合がある。
- 12 位置図  
国土地理院発行の地形図（5万分の1又は2万5千分の1）に、事業計画地を図示する。



13 事業計画概要図  $\frac{1}{1,000}$  ~  $\frac{1}{2,000}$  程度のコンターライン入りの図面に保安林界、解除計画区域、土地利用計画、施設の配置等を記載する。

14 事前相談は、事業者が提出した事業計画について行政庁から保安林解除の可能性も含めて指導されるので、ある程度具体的な案を示して指導を受けることになる。

相談をする段階では、細部まで具体化されている必要はないが、以上に述べた事項のうち事業計画上の基本的事項については、十分説明できるようにしておくことが必要である。その事項としては、事業の必要性、緊急性、公益性等他に適地を求め難い事由等 保安林解除計画の面積が必要最小限度である根拠 事業計画の概要 土地を使用する権利の取得状況 他法令の許認可状況 利害関係者の意向などである。

なお、一級保安林については、公益上の理由による解除のうち転用の目的、態様、規模等からみて、国土保全に支障がないと認められる場合を除き、原則として解除しないこととされているので注意を要する。

## 別記 2

### 保安林解除に係る事前相談書の様式

事前相談の概要		報告番号	
事前相談 年 月 日		事前相談者の氏名 解除申請資格の有無	有・無 ( )
保安林の 所在場所	市 郡 町 村	大字 字 番地	市町村の 保安林率 %
保安林の 森林所有者	国 ( ) 個人 ( 名 )	都道府県 市町村 財産区, 共有等 ( 名 )	法人 ( )
保安林種		指定年月日	明大昭平 年 月 日
指定施業 要件の内容			
事業計画 区域面積		・ うち保安林 面積	・
保安林の 解除理由	森林法第26条第 項 転用の目的		
保 安 林 の 現 況	地 況	位置 地質 土壤 傾斜 標高 降水量	
	林 況	樹種及び混合歩合 林齢 疎密度 蓄積 ( ・ 当り ) 生育状況 下層植生	
現 況	林地荒 廃等の 状況		
治山事業等 との関係			
受 益 対 象	範 囲 種 類 数量等		
	既往の 被災状 況等		
保安林の 級 別 区 分			

事業 計 画 の 用 意 概 要	事業主体						
	事業の目的 及び必要性						
	土地目	用途					計
	保安林		.	.	.	.	.
	山林						
	その他						
計							
事業費 千円 (内訳) 国費・県費・自費・その他( )							
事業予定期間 年 月 日～ 年 月 日( 年 月) 解除申請の予定時期等							
関係する他法令の許認可等							
事前指導の概要							

〔 注 意 事 項 〕

- 1 解除申請資格欄は、当該保安林に係る権利関係等について( )書きすること。
- 2 事業計画区域が国有林と民有林にわたる場合には、所有区分別面積を記載すること。
- 3 用途が道路の場合には、有効幅員(m)及び延長(m)を併記すること。
- 4 補助金等を予定する場合には、事業費欄に補助根拠法令等の名称、事業名等を記載すること。
- 5 事業計画の内容等の関係書類、事業計画区域界及び保安林の所在場所(事業計画区域の周辺部を含む。)等を示す図面、事業計画(代替施設を含む。)の概要図、現況写真、その他参考資料を添付すること。

### 別記3

事前相談整理表

報告番号

現 地 の 状 況	地 域 の 概 況	
	当 該 事 業 区 域 の 現 況	
解 除 の 要 件	用 地 事 情 等	
	面 積	
	代 替 施 設 の 設 置 等	
	事 業 実 現 の 確 実 性	
	利 害 関 係 者 の 意 向	
処 理 方 針		

〔 記 載 要 領 〕

- 1 地域の概況の欄は、当該地域の自然的条件、地理的条件、土地利用の状況等について記載する。
- 2 当該事業区域の現況の欄は、当該保安林を含む区域内の地況、森林現況（国有林、民有林の区分及び林況）、受益対象者との関係等について記載する。
- 3 用地事情等の欄は次による。
  - ・ 土地利用計画等との関係（市町村等の土地利用計画等との整合性）について記載する。
  - ・ 用地選定理由の妥当性（自然的条件、地理的条件、土地利用の状況等との関連、他に適地を求めがたいとする事由等）について記載する。
- 4 面積の欄は、保安林の解除計画面積の妥当性（必要最小限度面積の根拠）について記載する。
- 5 代替施設の設置等の欄は、代替施設計画（代替保安林の指定を含む。）の有無等について記載する。
- 6 事業実現の確実性の欄は次による。
  - ・ 土地使用の権利（当該事業区域の土地の使用に係る権利取得の状況等）について記載する。
  - ・ 他法令との関係（許認可申請手続等の状況）について記載する。
  - ・ 事業者の信用状況等（賃金、信用、技術の保有状況等事業実施能力の有無）について記載する。
- 7 利害関係者の意向等の欄は、関係市町村及び地域住民等の意向、当該開発行為に係る問題点、その他事業実施上の阻害要因の有無等について記載する。
- 8 処理方針の欄は、記入しないこと。

- ・ **解除区域の分筆手続きについて**

申請された保安林の法第30条、第30条の2第1項、第33条第1項及び第6項の告示は、その土地の地番をもって行う。

申請後、解除の対象となる土地の地番が変更されると告示の効力がなくなる場合がある。このため、解除申請区域は、申請に先行して分筆登記する事を原則とする。

なお、都合により分筆が申請までにできない場合は、確定告示後（法第33条第1項及び第6項）に分筆すること。

- ・ **保安林解除の権限と解除申請書提出部数について**

保安林解除に係る申請書提出部数は、保安林の種類、権限の別により、下表のとおりである。

保安林種 所有者別		申請書提出部数		
		1～3号保安林		4号以下保安林
民有保安林		3部(大臣)	2部(知事)	2部
林野庁所管 国有保安林	知事申請分	5部(6部)		5部(6部) 保健・風致 6部(7部)
	知事以外	森林管理局あて申請する。		
その他国有林		3部(4部)		3部(4部)

(注) 国有林とは、国が森林所有者である森林及び国有林野法第4条の規定による部分林(官行造林地)である森林をいう。

4号以下の保安林(知事権限)であっても、所有権が「国(建設省、大蔵省等)」の場合は、農林水産大臣権限となり、時間を要するので申請時期等については十分注意すること。

10号、11号の国有林の保安林については、環境庁長官協議が必要なため1部プラスとなるが、保安林整備臨時措置法(昭和29年法律第84号)第2条第3項の規定によりその指定の計画を含む同項の保安林整備計画について協議している場合は、この限りでない。

( )は、解除申請箇所が対馬管内である場合に適用する。(対馬森林経営センター用として必要なため、1部プラス)

- ・ **申請書の提出時期について**

解除手続きに要する事務処理期間(申請書受理～予定通知までの期間)は、農林水産大臣権限で5ヶ月、知事権限で3ヶ月(但し、法第26条の2第4項の大臣協議が必要なものは5ヶ月)はかかるため、工事着手時期を考慮し余裕を持った計画で申請すること。

また、その後、工事着手までには、予定告示手続き1.5ヶ月はかかることから、工事工程計画には注意して計画すること。

- ・ **解除申請面積について**

解除申請面積は、作業等に必要な余幅を含めた面積とする。余幅は、転用の目的、法長、及び法勾配等により異なるが1～2mを標準とする。(なお、余幅は、転用後の用途に含めること。)

標準を超える場合は、根拠を示すこと。

- ・ **長崎県森林審議会に諮問する基準**

森林法に基づく保安林の指定の解除(法第26条第1項及び第2項)に際し、次の条項の区分に該当するものについては、長崎県森林審議会に諮問し、答申結果に基づき解除の是非を判断する。

解除に係る面積が1ヘクタール以上のもの。

ただし、次に掲げるものを除く。

転用の目的に係る事業が、国又は地方公共団体もしくは森林開発公団により行なわれるもの。

解除に係る面積が1ヘクタール未満であっても、解除の目的・態様からみて国土の保全等に影響を及ぼす恐れがあり、知事が必要と認めるもの。

- ・ **他法令に係る許認可等について**

事業若しくは施設の設置について、行政庁の許認可等を必要とする場合又は、保安林及び保安林以外の用地の土地使用について、許認可等を必要とする場合は、解除申請に先立ってそれら関係法令の許認可等を得ておくこと。

- ・ **権利関係の把握について**

転用に係る保安林及びその他の土地について、当該土地所有権以外の権利(地上権、抵当権、鉱業権等)が設定されている場合は、その権利を有する者の当該事業及び保安林の解除に対する同意書を添付すること。(共有林の場合は、共有者全員の同意が必要であり、代表者は、不可であるため留意すること。)

- ・ **事業の着手について(保安林解除予定告示後の手続き 参照)**

法第30条及び第30条の2第1項に基づく長崎県告示の日から30日を経過し、かつ法第32条第1項の異議の意見書の提出がなかった場合に、法第34条第2項の作業許可を受けて伐採等の行為に着手できる。(30日間の期間は、告示日の翌日を第1日目として計算し、30日目が休日等県の機関の閉庁日である場合は閉庁日まで延期する。)

- ・ **事業の実施について**

法第34条第2項の許可を受けた解除予定保安林について、転用目的以外に供したり、もしくは供しようとする事が明らかになった場合、又は代替施設が計画どおりに設置されない場合には、法第30条及び第30条の2第1項の告示を取り消し、併せて法第38条第2項の復旧を命ずることがある。

## (11) 確認解除について

下記確認解除案件は、代替施設等の設置の確認後でないと解除確定告示ができないため、事業申請者と、その手続方法、手続期間等の調整を行い、事業計画に基づく供用開始時期を考慮し調整すること。また、解除確定告示がなされた後でなければ供用開始はできない。工事完了から解除確定告示まで相当の期間（2ヶ月以上）を要するので注意すること。

ア 指定理由の消滅（法第26条1項及び第26条の2第1項）… 全部

イ 公益上の理由（法第26条2項及び第26条の2第2項）

令第2条の2の2の規模（1・）を越え、かつ、法第10条の2第1項第1号から第3号に該当しないもの。

確認解除手続きのフローは次のとおり。

完了報告	現地確認	確認報告	確認報告	解除確定告示
(事業者 地方機関)	(地方機関・森林管理署)	(地方機関 県)	(県 国)	(国)

但し、知事権限の案件は、現地確認後、県公報の解除確定告示で完了となる。



## 保安林解除申請書の様式等について

### 1. 保安林解除申請書の提出する書類等について

番号	図面の種類	明示すべき事項	注意事項
1	申請書	3. 保安林解除申請書等の記載方法について ・ 申請書 参照	1. 関係書類の大きさはJ I S規格A 4版に統一すること。
2	位置図	行政区画 事業区域界（青） 保安林界（保安林種毎に着色） 解除申請区域（赤くうすく着色又は赤線） 道路等継続事業の場合には施行済区域は、黒色で着色し保安林解除申請を行っていた場合は解除告示年月日及び番号を併記すること。 予定地は、赤の実線で表示すること。 区間年度延長等を記入すること。 残土処理を要する場合には、残土処理箇所	1. 国土地理院発行の1 / 25,000か1 / 50,000地形図を使用すること。
3	写真	1. 全景及び部分写真とし適宜の枚数を添付すること。ただし、 ・ 保安林解除面積が1・以下であって (ア) 森林法第26条第2項及び第26条の2第2項（公益上の理由）によるもの。 (イ) 土地の地質の変更行為の態様等が軽微であると認められるもの については、全景の写真のみとすることができる。 2. 写真撮影位置図は、現況図を使用し撮影位置、撮影方向、写真番号、撮影日を図示すること。 3. 事業区域、保安林区域及び解除申請区域を明示すること。 4. 大規模な事業計画については、空中写真を添付すること。 5. 残土処理箇所についても写真を添付すること。	
4	事業計画書	3. 保安林解除申請書等の記載方法について ・ 事業計画書 参照	
5	代替施設計画書	3. 保安林解除申請書等の記載方法について ・ 代替施設計画書 参照	

番号	図面の種類	明示すべき事項	注意事項
6	許認可証書の写し等	<p>事業又は施設についての行政庁の免許許可、認可等</p> <p>3. . . 事業計画書の記載上の注意の「その他参考となるべき事項」参照</p>	
7	法人登記簿又は規約、組織運営に関する書類	<p>法人登記簿又は団体の代表者の氏名、住所、組織運営に関する書類を添付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業を行い又は施設を設置する者が法人である場合には、当該法人の登記簿の謄本、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類を添付すること。</li> <li>・ 国、地方公共団体等の事業の場合は不要。</li> </ul>	
8	直接利害関係者の証書	<p>直接の利害関係を有するものであることを証する書類とは次のような書類である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請者が、当該申請に係る森林の土地の登記名義人（所有権者、地上権者、賃借権者等）である場合には、土地登記簿謄本。</li> <li>・ 申請者が登記名義人でない場合には、登記簿の謄本及び当該森林の土地についての登記名義人または、その承継人から権利を取得していることを証する書類（固定資産台帳証明、公正証書、戸籍謄本、売買契約書、土地使用承諾書等）</li> </ul> <p>この場合、使用する土地1筆ごとにその権利が明確であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土捨場用地についても・・・に準じた書類を添付すること。</li> </ul>	
9	同意書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利害関係を有する市町村長の意見。市町村が事業主体となる保安林解除申請書又は市町村長が申請者であるものについては、当該市町村長の同意書の添付を要しない。（別紙1）</li> <li>・ 解除に直接の利害関係を有する者の意見。（別紙2）</li> <li>・ 土捨場用地についても別紙3土地使用承諾書を添付すること。</li> </ul>	

番号	図面の種類	明示すべき事項	注意事項
10	保安林解除図	市町村界 大字界 字界 地番界 地番 地目 保安林界（赤） 解除申請区域（赤くうすく着色） 事業区域（青） 解除申請地の隣接地の地番及び地目 要解除地が地番の一部である場合は、 要解除地の部分とそれ以外の部分とを ————— の線で結ぶこと。	1．実測図使用 2．公図（国調図）使用も差し支えない。 3．保安林解除図に面積の根拠が記載されていない場合は、別途面積計算図が必要。 4．保安林が事業区域の一部であっても、申請に係る事業区域すべての実測図が必要。 5．事業区域外であっても、解除の隣接地については地番・地目を明示すること。 6．道路（赤線）及び水路（青線）はそれぞれ茶色及び水色で着色すること。
11	現況図	地形（1～2mの等高線入り） 行政区界 事業区域界（青） 保安林界（赤） 解除申請区域（赤くうすく着色） 他法令規制区域及びその名称 土地利用現況（森林、農地、道路、宅地等） 人家・公共施設等 治山施設の位置、種類及び施行年度 保安林の傾斜区分（25°未満25°以上） 添付写真の撮影位置及び方向	スキー場、農用地等のような大規模な転用の場合に作成することとし、一般には省略してよい。 1．縮尺1/500～1/2,000 2．は、「撮影位置図」として別図に作成してもよいが、事業計画図兼代替施設計画図に記載がある場合は省略してよい。
12	面積計算図	保安林界（赤） 解除申請区域（赤くうすく着色） 地番界 道路等については測点を記入すること。	1．縮尺1/500～1/1,000 2．解除申請区域は三斜法又は座標法による。
13	事業計画図兼代替施設計画図	事業計画図は、事業施設配置図と代替施設配置図の総称であり、申請の内容、規模等を把握する上で重要な図面であるので、作成に当たっては十分注意すること。 地形（等高線入り） 大字界 字界 地番界 地番 地目 保安林界（赤） 解除申請区域（赤の斜線） 事業区域（青）	1．縮尺1/500～1/2,000 2．工種別（道路、排水施設等）に色別すること。 着色に当たっては、事業計画書（代替施設計画書）の新設又は改良する施設の内容の摘要欄の彩色と同じにすること。 3．事業計画図と代替施設計画図を合併して作成してよい。 この場合には、標題を「事業計画図兼代替施設計画図」とすること。

番号	図面の種類	明示すべき事項	注意事項
		土地利用計画（施設の配置及び名称） 法面の位置、形状、小段 切土、盛土の区分 えん堤、擁壁、排水施設の位置、記号 又は番号、種類及び規模等の代替施設の位置 縦横断測点又は測線 要解除地が地番の一部である場合は、 要解除地の部分とそれ以外の部分とを ————— の線で結ぶこと。 写真撮影位置・方向	
14	土量配分 計画平面図 （大規模開発等 必要と認めら れる場合に添 付）	事業区域界（青） 造成区域界 保安林界（赤） 切土区域（黄色でうすく着色） 盛土区域（淡緑色でうすく着色） 切土並びに盛土部分の位置形状及び土 量 土砂の移動方向及び移動土量	1．縮尺 1 / 500 ~ 1 / 1,000
15	集水区域図 （事業計画図に 表示が可能な 場合は添付不 要）	等高線 集水区域界 集水区域の番号及び面積 集水区域内の主要な治山、治水、利水 の施設	1．縮尺 1 / 2,000 ~ 1 / 5,000 2．流域の説明を要するときは 1 / 50,000 の地形図を用いる こと。
16	防災計画 平面図 （流出土砂貯留 施設） 注 1 （事業計画図に 表示が可能な 場合は添付不 要）	集水区域界（色別） 集水区域の番号及び面積 土砂流出防止施設（色別）の位置、記 号又は番号、種類規模及び貯砂量 保安林界（赤）	1．縮尺 1 / 500 ~ 1 / 2,000 2．集水区域及び施設の記号又は 番号は土砂流出防止施設計画計 算表と対照できるように附すこ と。 3．えん堤等の実測縦横断面及び 貯砂量計算書を別に添付するこ と。 4．必要により「工事中」と「工 事後」に分けて作成すること。
17	洪水調節 計画平面図 （事業計画図に 表示が可能な 場合は添付不 要）	集水区域界（色別） 集水区域面積 調整池の位置、記号又は番号、種類、 規模及び調節容量 下流河川の名称、流下能力の検討地点 「図郭外のは別途添付」	1．縮尺 1 / 1,000 ~ 1 / 2,000 2．洪水調節ダムの実測縦横断図 容量計算表、H ~ V 曲線図及び 下流河川縦横断図を別途添付の こと。

番号	図面の種類	明 示 す べ き 事 項	注 意 事 項
18	排水計画 平面図 注2 事業計画図に 表示が可能な 場合は添付不 要	集水区域界（色別） 集水区域の番号及び面積 事業区域 下流河川の名称 流下能力の検討地点及び縦横断図 現況写真（ボール等で大きさを表示） を添付 排水施設の位置、記号又は番号、種類、 形状、内のり寸法、勾配、延長 水の流れの方向及び放流先の名称 保安林界（赤） 排水系統模式図を図面の余白に記載	1．縮尺 1 / 500 ~ 1 / 2,000 2．集水区域の番号及び排水施設の 記号又は番号は排水施設計画 表と対照できるように附すこと
19	流末処理 排水計画図  (事業計画図又 は排水計画平 面図に表示が 可能な場合は 添付不要)	集水区域界（色別） 集水区域の番号及び面積 事業区域 下流河川の名称 流下能力の検討地点及び縦横断図 現況写真（ボール等で大きさを表示） を添付 排水施設の位置、記号又は番号、種類、 形状、内のり寸法、勾配、延長 水の流れの方向及び放流先の名称 保安林界（赤） 排水系統模式図を図面の余白に記載	1．縮尺 1 / 1,000 ~ 1 / 5,000 2．排水施設計画表と対照できる ように表示すること。
20	縦 断 図  注5	測点 区間距離 追加距離 地盤高 計画高 切土高 盛土高 保安林解除の申請区間	1．縮尺 〔水平〕 1 / 500 ~ 1 / 2,000 〔垂直〕 1 / 500 ~ 1 / 2,000 2．土石等の採掘にあたっては、 年度別掘削断面図及び採掘量計 算表を表示すること。
21	横 断 図  注6	測点 切土又は盛土高 現地盤線 計画地盤線及び勾配 擁壁及び法面保護施設 保安林解除の申請区間（赤）	1．縮尺 1 / 100 ~ 1 / 200 2．土石等の採掘にあたっては、 年度別掘削断面図及び採掘量計 算表を表示すること。
22	構 造 図  注3	構造各部の仕上がり寸法 材料の種類及び寸法 基礎工の材料及び寸法	1．縮尺 1 / 20 ~ 1 / 200 2．正面図、平面図、側面図、断 面図及び配筋図等で図示する。

番号	図面の種類	明示すべき事項	注意事項
23	土工定規図 (標準断面図)	地質又は土質別の切土勾配及び盛土勾配 小段の位置、巾及び間隔 擁壁及び法面の保護施設 仕上がり寸法(道路) 造成地盤の勾配(宅地造成)	縮尺 1 / 100 ~ 1 / 200
24	土捨場平面図  注 4	盛土部分の位置形状及び防災対策施設等を記載すること。 所在地等も記載すること。 完了後の標準縦横断面図を同一の図面に掲載すること。	縮尺 1 / 500 ~ 1 / 1,000

〔 注意事項 〕

注 1 ~ 4

専ら道路の新設又は改良(高速自動車国道を除く)の場合、流出土砂貯留施設平面図、排水計画平面図(集水区域図を含む)、構造図、土捨場平面図については省略して差し支えない。

注 5 ~ 6

専ら道路の新設又は改良(高速自動車国道を除く)の場合または 1・以下で、公益上の理由及び形質変更が軽微の場合、縦断面図、横断面図については、標準的切土及び盛土の断面のみを同一の図面に表示(法面の高さ、土質別の勾配等を表示すること。)した標準断面図(1葉)として差し支えない。



# 保安林解除同意書

長崎県知事

様

平成 年 月 日

住所

職氏名

印

下記に所在する保安林の解除については異議ありません。

## 記

1. 保安林の所在場所                      市                      町      大字                      字                      番地  
   郡                      村
2. 保安林の種類                      保安林
3. 要解除面積                      ,                      .
4. 解除の理由                      とするため

(注) 権利者、受益者(公民館長等)に使用する。



# 土地 使用 承諾 書

長崎県知事

様

平成 年 月 日

住 所

職氏名

印

下記に所在する土地を 事業残土捨場として使用されることを承諾します。

## 記

1. 保安林の所在場所 長崎県 市 町 大字 字 番地  
郡 村
2. 土地の種類 現況： 地目：
3. 土地使用承諾面積 , .

(参考)

## 土地 使用 承諾 書

様

平成 年 月 日

住 所

職氏名

印

下記に所在する保安林を 用地として使用されることを承諾します。

記

1. 保安林の所在場所 長崎県 市 町 大字 字 番地
2. 保安林の種類 保安林
3. 土地使用承諾面積 , .

- (注) 1. 登記済権利者が使用する。  
2. 申請者と権利者が同一の場合は不要

## 2. 保安林解除申請に係る添付書類の簡素化

下記の書類は、通達により簡素化及び省略しても差し支えないことになっている。

項目	該当書類等	1・以下で、 公益上の理由 及び形質変更 が軽微	専ら道路の 新設又は改良 (高速自動車 国道を除く)	国・地方公 共同体又は規 則第8条の3 に係る事業	～ に該 当しない事業
写 真	現況写真	全景写真のみ で可			
事業計画図	事業施設配置図 代替施設配置図	事業施設及び代替施設の配置は、同一の図面に表示して差し支えない。			
事業計画書	予算書及び残高 証明書の写し等資金 の調達方法を証する 書類	----- に該当す る事業は不要	×	×	
代替施設計 画書	排水施設流量計算書 流出土砂貯留施設計 算書 代替施設安定計算書	----- に該当す る事業は不要	×		
	洪水調節施設等計算 書	各計算書のとりまとめ表（箇所毎に因子、計算値、安全率等及び公式を記載）についてのみ記載することとして差し支えない。			
法人登記簿 定款等	法人登記簿又は団体 の代表者の氏名、住 所、組織運営に関す る書類、営業報告書 等	----- に該当する事業は不要		×	
直接利害関 係者の証書 の写し等	保安林の土地登記簿 謄本売買契約書 土地使用承諾書等				
	市町村長の同意書	市町村長が事業主体の解除申請又は市町村長が申請者であるものについては不要			
	直接の関係者の同意 書		(土捨場の使 用承諾を含む)		
土量計算書	土量計算書	切土、盛土及び残土のそれぞれの総量並びにその処理方法のみ記載することとしてさしつかえない。			

項目	該当書類等	1・以下で、 公益上の理由 及び形質変更 が軽微	専ら道路の 新設又は改良 (高速自動車 国道を除く)	国・地方公 共団体又は規 則第8条の3 に係る事業	～ に該 当しない事業
土量計算書	土捨場容量計算書		×		
		土捨場容量計算とりまとめ表のみ記載することとして差し支えない。			
保安林解除 図	面積計算書	面積計算とりまとめ表についてのみ記載することとして差し支えない。			
添付図面	防災計画平面図 ( 流出土砂貯留施 設平面図、洪水 調節施設等平面 図等		×		
	事業計画図に表示が可能な場合は不要。				
	排水計画平面図 集水区域図		×		
	事業計画図に表示が可能な場合は不要。				
	縦断面図 横断面図	標準的切土及び盛土の断面のみを同一の図面に表示(法面の高さ、土質別の勾配等を表示)した標準断面図(1葉)として差し支えない。			
構造図		×			
	土捨場平面図		×		
工事設計書		×	×	×	
工事仕様書		×	×	×	

注) 印は添付を必要とするもの  
 ×印は添付を省略して差し支えないもの

### 3. 保安林解除申請書の様式及び記載方法について

・ 申請書

申請書の様式及び記載例

平成 年 月 日  
第 号

### 保安林解除申請書

農林水産大臣 殿  
(長崎県知事)

申請者 住所  
氏名

次の森林について保安林の指定の解除をされたく、森林法第27条第1項の規定により申請します。

森 林 の 所 在 場 所						全 面 積		要 解 除 実 測 面 積	森林所有者 の氏名又は 名称及び 住所	備 考
県	市・郡	町	大字	字	地番	台帳面積	実測又は 見込面積			
長崎						.	.	.	市 町 大字 字 番地	
計					筆	.	.	.		

#### 指定の解除の理由

(例1) 林道用地とするため

林道 線は、 町の県道 線を起点として 半島西側斜面を、現在開設中の 線 ( 郡 町 郷 ) までを結ぶ林道であります。

当該地域は、県内でも有数の森林資源が豊富な地域であります。過疎化は例外なく進行しており豊富な森林資源の有効活用、地域の活性化が必要となっております。

このため、地域の林業振興、生活環境の改善を図るとともに、近年、森林空間を利用したレクリエーション施設等が各自治体で整備されるなど人の入り込みが増加しつつあることから、森林資源を林野火災から守るためと、レクリエーション施設へのアクセス道路を目的として全体路線の線形を計画しましたが、計画路線が保安林の一部にかかってしまいました。路線の線形上他に適地を求め難く、やむを得ず当該地を林道用地とするため保安林の解除を申請するものであります。

又、利害関係者である地元自治会から、当該保安林の林道用地への転用に対しての同意を得ております。

(例2) 住宅用地とするため

県庁所在地である 市は、近年の都市集中化に伴い人口は年々増加傾向にあります。市内及びその周辺区域の住宅開発は、既に飽和状態を呈しています。このようなことから 市に隣接する当該 町はJRで 市の中心部の××駅まで約15分程度の位置にあり、通勤、通学等の利便性等から当該 町での住宅の供給が強く求められています。

以上のことから -----  
-----  
-----

なお、事業区域の策定に当たっては、区域中央部に存在する当該保安林を除外する方向で地形、周辺状況、必要宅地、残存緑地計画、公共施設敷等を勘案し種々検討を行いました。用地的に面的な確保が必須なこと等からその区域の一部に当該保安林を含まざるを得ない状況となり、当該保安林の一部を住宅用地として転用いたしたく保安林の指定の解除を申請するものであります。

また、利害関係者である地元自治会から、当該保安林の住宅用地への転用に対するの同意を得ています。

**申請書の記載上の注意**

(ア) 森林の所在場所は、保安林の地番ごとに記載し登記簿謄本によること。

ア．市・郡欄は、該当する項目に を記入すること。

イ．大字欄は登記簿に大字と記載されていない場合は、(付さず)と記入すること。

(イ) 面積は・を単位として小数第4位まで記載し、小数第5位以下は切捨てること。

ただし、小数点第4位が0で小数点第5位が記載されている場合は、切り上げで小数点第4位を1と記載すること。

(ウ) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(エ) 森林法第25条第1項の1号から3号までの水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林及び4号以下の保安林で土地所有者が国の場合は、農林水産大臣あて、4号以下の民有保安林にあつては長崎県知事あてとすること。

ア．台帳面積は、登記簿謄本に記載されている面積によること。

イ．実測又は見込面積は、当該地番の保安林面積を記載すること。

ウ．要解除実測面積は、当該申請のために測量した面積を記載すること。

エ．備考欄には、該当保安林の名称を記載すること。

(オ) 指定の解除の理由は具体的に記載すること。(別紙としてもよい)

ア．なんの目的で転用するのか。

イ．目的の事業等を実施するために、なぜ保安林に用地を求めなければならないか。

ウ．転用により保安上の影響はないのか。

エ．転用の目的を実現するため保安林を解除することについて、利害関係者の同意を得ているか。

- ・ 事業計画書  
事業計画書の様式及び記載例

## 事業計画書

転用の目的に係る事業または施設の名称	団地宅地造成事業						
事業者の氏名及び住所	市 町 番 地						
用地選定事由							
当該事業を実施する者が当該保安林の土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得状況							
事業資金の総額および調達方法  注( )は保安林内	資金総額		調達方法				
			種類及び氏名	金額	摘要		
	(千円)			( , ) 千円			
	( , )			( , ) 千円			
		計	( , ) 千円				
事業経費  ( )は保安林内	項 目			員 数	単 価	金 額	摘 要
	大項目	中項目	小項目				

	年	平成 9 年					平成 10 年												平成 11 年		
	月	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
工事工程	切盛土																				
	捨土処理																				
	ブロック積工																				
	法面保護工																				
	防護施設工																				
	排水施設工																				
	舗装工																				
	補強土壁工																				
		項目	種類	用途	規模	構造	所在	摘要													
新設または改良する施設の内容	舗装工	保全施設	( , ) m <sup>2</sup>	アスファルト	内外																
	法面保護工	"	( , ) m <sup>2</sup>	種子吹付	"																
	防護施設工	"	( ) m	ガードレール	内外	—															
	排水施設工	"	"	( ) m	暗渠(ヒューム管)	内外															
				( )	" (PC管)	"															
				( ) m	" (アーチカルバート)	内外															
				( ) m	" (プレスト管)	"															
( ) m	" (盲暗渠)	外																			
上段( )書は保安林部分	ブロック積工		( ) m <sup>2</sup>																		
	補強土壁工		( ) m	テールアルメ																	



その他参考と なるべき事項	1. 用地の転用についての許認可等			
	法令の名称	許認可年月日または、その見通し		
	国有財産法 森林開発 公団法	管理担当者と協議のうえ同意済み。(別添 協議書写し参照) 作業路取付については担当者と協議のうえ了解済み。 (別添 協議書写し参照)		
	2. 事業についての許認可等			
	法令の名称	許認可年月日または、その見通し		
	道 路 法	町担当課と協議のうえ同意済み。(別添 協議書写し参照) また、現地立会いのもと確認済み。		
	3. 当該保安林の土地と併せて当該事業等の用に供される土地がある場合、当該土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得状況			
	種 類	地 目	面 積	取 得 状 況
	所 有 権	保 安 林	28,233 m <sup>2</sup>	町有地 別紙「土地使用権の種類及び取得状況一覧表」参照
	”	山 林	3,300 m <sup>2</sup>	買収同意済 ”
	”	原 野	651 m <sup>2</sup>	” ”
	”	田	417 m <sup>2</sup>	” ”
	青 線		56 m <sup>2</sup>	協議済 ”
	赤 線		50 m <sup>2</sup>	協議済 ”
	計		28,233 m <sup>2</sup>	”
	地 上 権		28,233 m <sup>2</sup>	解除同意済 ”
	計		28,233 m <sup>2</sup>	”
4. 転用後の用途面積				
用途 区分	林道用地		摘 要	
保 安 林	28,233 m <sup>2</sup>			
山 林	3,300 m <sup>2</sup>			
原 野	651 m <sup>2</sup>			
田	417 m <sup>2</sup>			
青 線	56 m <sup>2</sup>			
赤 線	50 m <sup>2</sup>			
計	32,717 m <sup>2</sup>			

5. 排除を要する他人の権利		
種類	権利者の住所氏名	摘要
なし		
6. 申請者と事業者との関係		
<p>長崎県県営林道事業実施要領に基づく事業で、各市町の施行願により県が施工するが用地補償等、その他諸問題の解決、及び完成後の維持管理は各市町の業務となっているので町が申請者となっている。</p>		
7. 申請面積が必要最小限度であることを証する根拠		
<p>林道規定及び林道技術基準に基づき、平面、縦断を検討するとともに現地の地形を考慮して例外規定を最大限活用した構造で、林道の維持管理上最小限の面積になるよう設計している。</p>		
8. 事業量および事業概要		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の名称  <div style="text-align: center;"> <span style="margin-right: 20px;">事業</span> <span style="margin-right: 20px;">林道</span> <span style="margin-right: 20px;">線</span> <span>(</span> <span style="margin-right: 20px;">工区</span> <span>)</span> </div> </li> <li>・ 事業量            延長           ,           m   (保安林内           ,           m)            幅員           .           m         </li> </ul>		
9. 予定施工業者及びその実績		
10. 利害関係者の意見		
11. 残置森林率・配置及び管理計画等及び緑地		
12. 工事仕様書		
13. 土量計算書		

## 事業計画書記載上の注意

項 目	記 載 上 の 注 意 事 項
<p>転用の目的に係る事業 または施設の名称</p>	<p>転用の目的に係る事業が法令等の根拠又は補助金交付要綱等により行う事業である場合は、当該事業の名称又は施設の名称を正確に記載すると共に根拠法令（法令の名称及び適用条項又は通達の名称）等を記載する。          なお、転用に係る事業が法令等による事業でない場合は、それぞれの適切な名称を記載する。</p>
<p>事業者の氏名及び住所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業（事業主体）が国の機関又は地方公共団体である場合。              国の機関又は地方公共団体の名称及びその事務所の所在地を記載する。</li> <li>・ 事業者が法人又は法人でない団体である場合。              その名称及び代表者の氏名並びに当該法人又は団体の事務所（本店・支店等）の所在地を記載する。              法人でない団体とは、任意組合等である。              工事の請負者又は受託者は事業者ではない。</li> <li>・ 事業者が個人の場合は、その者の住所、氏名を記載すること。</li> </ul>
<p>用地選定事由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業対象地の選定に当たっては、事業の目的、事業の必要性又は施設の性質等と関連させて、当該保安林以外に他に適地を求めることができない理由を具体的に記載すること。（必要に応じて用地検討表を添付すること。）              当該事業又は施設の設置位置が現地の地況及び事業の効果等の関連から、技術的に特定され他に適地を求めることができないこと。              事業の目的又は施設の性質等から立地上要求される条件（位置、地形、気象、水利、交通等）と現地がこれらの条件に適合していること。              当該地域の自然的条件、地理的条件、土地利用の状況、市町村における土地利用計画等の整合性等から当該事業用地としての適地をその区域外に求めることが困難であること（適地選定経過については、別紙で簡明に記載し、関係図面を添付すること。）              当該事業区域は、極力、保安林を避けて選定したものであり、区域内に保安林が介在又は点在する等のために保安林を除外して事業計画を立てることが著しく困難であること。              当該区域内の森林を転用し、当該用途に利用することが市町村の振興計画等、地域における公的な各種土地利用に適合しているものであること。              道路の新設、バイパス工事・ダム新設等の公共工事についても用地検討表を必ず添付すること。</li> <li>・ 解除申請面積は、当該事業の用地として必要最小限度の面積であることを具体的に説明すること。（関係資料の添付により、その算出根拠を明確にすること。）</li> </ul> <p>（例）ア．この地区は、都市計画法の市街化区域である。          イ．当該事業区域は、JR 線の 駅から 200m 東に位置している。          ウ．隣接地は既に住宅用地が造成されている。          エ．当該事業区域は、全体的に穏やかな丘陵地であり、地形に沿って造成ができる。          オ． -----          カ． -----</p> <p>以上のことから、5箇所の候補地のうち、地形・地質、周辺の状況、必要宅地、残地緑地計画、公共施設等について比較検討し、当該事業区域の中央部に存在する保安林については、宅地の配置上一段としての用地確保が必要なことから当該保安林の一部を住宅用地として転用せざるを得なくなったため、その指定の解除を申請することとしました。          なお、5箇所の候補地について比較検討した選定経過は別紙のとおりです。</p>

当該事業を実施する者が当該保安林の土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">所在場所</th> <th rowspan="2">面積 (実測又は見込)</th> <th rowspan="2">地目</th> <th rowspan="2">土地を使用する権利の種類</th> <th rowspan="2">権利等の取得の状況</th> <th rowspan="2">登記名義人 (承継人)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>市郡</th> <th>町村</th> <th>大字</th> <th>字</th> <th>地番</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>所有権</td> <td>平成 年 月 日 取得</td> <td></td> <td>別紙 のとおり</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>"</td> <td>筆</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										所在場所					面積 (実測又は見込)	地目	土地を使用する権利の種類	権利等の取得の状況	登記名義人 (承継人)	備考	市郡	町村	大字	字	地番								所有権	平成 年 月 日 取得		別紙 のとおり	計	"	"	"	筆						
	所在場所					面積 (実測又は見込)	地目	土地を使用する権利の種類	権利等の取得の状況	登記名義人 (承継人)	備考																																					
	市郡	町村	大字	字	地番																																											
								所有権	平成 年 月 日 取得		別紙 のとおり																																					
計	"	"	"	筆																																												
<p>当該保安林の土地を使用する権利の種類及びその取得状況が現在どのような状況かを記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>使用する権利の種類については、事業者が当該事業のために当該保安林の土地を使用することができる権原、すなわち、所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権、使用賃借による権利等の種類を記載すること。</li> <li>取得の状況については、次のとおり記載すること。  事業者が権利を取得している場合は、その旨及び取得した年月日を記載する。なお、当該権利について登記がなされている場合(当該事業者が登記名義人である場合に限る。)には、その旨及び当該登記の日付けとし、その旨を附記すること。  事業者が権利を取得していない場合は、その旨並びに取得しようとする権利の種類、相手方の住所、氏名、交渉の経緯及び状況を記載すること。</li> <li>「面積」は、実測又は見込面積を記載すること。</li> <li>地目毎に小計をとること。</li> </ul>																																																
事業資金の総額および調達方法	<p>調達方法については、次のとおり記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者が国の機関である場合は、資金の総額及び予算の成立年月日を記載する。</li> <li>事業者が県及び市町その他の地方公共団体である場合は、資金の総額及び当該事業に係る予算の成立年月日を記載する。予算書の写しを添付すること。</li> <li>資金の全部又は、一部が補助金、助成金その他国又は地方公共団体の資金(借入金を除く。以下「補助金等」という。)である場合は、当該補助金等の名称、交付決定年月日及び交付決定額(交付決定がなされている場合は交付申請年月日及び申請金額)並びに当該補助金等の交付事務を担当する部局名も記載する。</li> <li>資金の全部又は、一部が借入金である場合は、当該借入金の種類及び名称、貸付決定年月日及び決定額(決定がなされていない場合は借入金申込年月日及び申込金額)並びに借入れの相手方の住所及び氏名(法人あつてはその名称)を記載する。  なお、借入金の場合は、貸付機関の融資証明書を添付すること。</li> </ul>																																															
事業経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>一覧して項目ごとの金額の積算基礎を知ることができるよう記載する。なお、その詳細を別紙により表示することが適当な場合は、積算基礎の概要を記載するととどめ、詳細は別紙1に譲っても差し支えない。</li> <li>事業に要する経費の項目ごと(用地費、土木工事費、建築工事費単価、金額)は具体的に記載すること。</li> <li>この事項は、つとめて表を用いて記載する。(表の標準様式は次のとおり)</li> </ul>																																															

	<table border="1" data-bbox="564 199 1361 613"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>工種</th> <th>数量</th> <th>単価</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用地費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土木工事費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築工事費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="564 633 1401 696">* 項目毎に小計または計をもってまとめ合計する。 また保安林部分については上段に( )で内数として併記する。</p>	項 目	工種	数量	単価	金額	備考	用地費						土木工事費						建築工事費												計					
項 目	工種	数量	単価	金額	備考																																
用地費																																					
土木工事費																																					
建築工事費																																					
計																																					
工 事 工 程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事を開始する予定の日は未定であるが、予定月が決められている場合予定月を記載する。</li> <li>・ 工事の工程については、着手から完了までの全体の期間、工種ごとの期間について、図表で記載する。</li> <li>・ 保安林における工事の着手日を記載し、保安林部分の工程も全体と併記すること。</li> <li>・ 解除に要する事務処理期間を大臣権限で5ヶ月程度（知事権限3ヶ月程度）はとって、工事着手日を記入すること。</li> <li>・ 代替（保全）施設の設置は、本体工事に先行するよう配慮し、気象条件を勘案して、工種（構造物）の施工時期を決定すること。</li> <li>・ 土工事においては、できるだけ雨期をさけて行うよう配慮されていること。</li> <li>・ 種子吹付及び植栽等の緑化工事は適期に計画すること。</li> </ul>																																				
新設または改良する施設の 内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の種類、規模、構造及び所在については、詳細に記載する。 なお、規模の欄は上段に( )で当該計画に占める保安林内の事業費を記入すること。</li> <li>・ 所在については、当該施設が保安林の区域の内外に計画されているかを記入する。保安林内に計画されている場合は、内と記入し、保安林外に計画されている場合は、外と記入すること。共に計画されている場合は、内外と記入すること。記入に当たっては、事業計画図兼代替施設設計図と必ず照合すること。</li> <li>・ 摘要欄の <input type="text"/> は事業計画図兼代替施設設計図の凡例の色と同色を彩色すること。</li> </ul>																																				
その他参考となるべき 事項	<p>1 用地の転用についての許認可等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該事業等に供される土地の土地利用が他の法令等により制限されている場合は、当該法令等の名称および当該制限に係る許認可を受けた年月日（許認可を受けていない場合は当該許認可に対する申請等をした年月日）を記載する。 (例) 長崎県砂防指定地管理規則第4条第1項(砂防指定地内行為許可) 平成 年 月 日で申請済み(別紙 のとおり)</li> <li>・ 添付書類については、いずれか1つを添付すること。 申請中の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類。 未だ申請をしていない許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類。 許認可のあったものについては、その許認可書の写し。</li> </ul>																																				

他の法令とは、森林法以外のことで林地開発についての許認可は含まない。

- ・ 事業区域内に青線・赤線（国有財産法）がある場合は、必ずその協議結果について記載すること。又、当該事業に伴い他の道路等に潰地が生じる場合は、その協議結果について記載すること。

2 事業についての許認可等

前項1の「用地の転用についての許認可等」に準じて記載する。

又、事業に伴い他所管の道路等と接続する場合は、その協議結果を記載すること。

（例）土地区画整理法第14条第1項...平成 年 月 日付けで認可済み（別紙 のとおり）

3 当該保安林の土地と併せて当該事業の用に供される土地がある場合、当該土地を使用する権利及び当該権利の取得の状況

事業者が使用する土地について権利の種類と取得状況（保安林と併せて）を地目毎に、記載する。

内訳については、「土地使用权の種類および取得状況一覧表」を添付すること。

所在場所					面積 (実測又は見込)	地目	土地を使用する権利の種類	権利等の取得の状況	登記名義人 (承継人)	備考
市郡	町村	大字	字	地番						
							所有権	平成 年 月 日 取得		別紙 のとおり
計	"	"	"	筆						

- ・ 使用する権利の種類については、事業者が事業のために保安林を使用することができる権原、すなわち、所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権、使用賃借による権利等の種類を記載すること。

- ・ 取得の状況については、次のとおり記載すること。

事業者が権利を取得している場合は、その旨及び取得した年月日を記載する。なお、権利について登記がなされている場合（事業者が登記名義人である場合に限る。）には、その旨及び登記の日付けとし、その旨を附記すること。

事業者が権利を取得していない場合は、その旨並びに取得しようとする権利の種類、相手方の住所、氏名、交渉の経緯及び状況を記載すること。

- ・ 「面積」は、実測又は見込面積を記載すること。

- ・ 地目毎に小計をとること。

注：赤線・青線についても事業区域内に含まれる場合は、必ず面積等内訳を記載すること。

4 転用後の用途別面積

事業区域内の土地について、用地の地目毎に転用後の用途別面積を記載すること。

なお、面積計は「3 当該保安林の土地と併せて当該事業の用に供される土地がある場合、当該土地を使用する権利及び当該権利の取得の状況」の所有権の面積と合わせる。

開発行為の目的によっては、残置森林率や森林率に制限が出てくる。この場合は、次表により記載すること。

転用前後の用途別面積

(例)

(単位：・)

用地の現況 転用後の用途		用地の現況				計
		保安林	山林	畑	その他	
宅	地	0.2101	17.1427	—	0.0708	34% 17.4236
農	地	—	—	3.5167	—	7% 3.5167
(近隣・児童)	公園	0.2435	1.3526	0.1809	—	3% 1.7770
道	路	0.2516	8.0659	2.4672	0.2219	21% 11.0066
公益施設	用地	—	2.7918	0.2763	0.0147	6% 3.0828
学校及び	保育園	0.7672	2.0629	0.5142	0.2354	7% 3.5797
調節	池	—	0.0806	1.0516	0.0322	2% 1.1644
法	面	0.0427	1.0548	0.0241	0.0518	2% 1.1734
造成	森林	0.7633	0.1624	0.2686	0.0661	3% 1.2604
(小	計)	(2.2784)	(32.7137)	(8.2996)	(0.6929)	(85%) (43.9846)
残置森林	15年生以下	—	—	—	—	—
	16年生以上	4.5263	3.2344	—	—	15% 7.7607
計		13% 6.8047	70% 35.9481	16% 8.2996	1% 0.6929	100% 51.7453

残置森林面積(15年生以下の若齢林を除く)

$$\text{残置森林率} = \frac{\text{残置森林面積(15年生以下の若齢林を除く)}}{\text{事業区域内の森林面積}} \times 100 = \quad \times 100 = \quad \%$$

残置森林面積 + 造成森林面積(成林の見込まれるもの)

$$\text{森林率} = \frac{\text{残置森林面積} + \text{造成森林面積(成林の見込まれるもの)}}{\text{事業区域内の森林面積}} \times 100 = \quad \%$$

[注 住宅団地の造成である場合は、森林率の計算においては緑地面積を加算して計算する。]

- (注) 1. 用地の現況欄中の「その他」は道路・水路及び宅地等である。  
2. 転用後の用途欄中の「公益施設」は、汚水処理場、防火水槽用地である。

- 5 申請者と事業者との関係  
同一の場合は同一と記載し、違う場合はその理由を記載すること。
- 6 申請面積が必要最小限度であることを証する根拠
- 申請面積について、必要最小限度である根拠について具体的に記載する。
  - 法令等により基準（道路構造令、林道規程等）がある場合にはその基準に適合し、適正な規模（必要最小限度）であることを記載する。
  - 法令により基準がない場合には、申請面積が、土地の合理的利用と周辺の利用実績等から合理的理由があり、必要最小限度であることを具体的に記載すること。
- 7 事業量および事業概要
- 事業の名称
    - 「転用の目的に係る事業または施設の名称」で記載した事業名を記載すること。
  - 事業量
 

単年度の場合は、工事内容を記載し、（ ）で保安林の事業量を記載すること。

申請事業区域が全体計画の一部である場合には、全体計画、今回計画、及び期別計画並びにそれぞれに占める保安林の事業量について記載すること。

（例）当期計画（ ～ 年度）は、全体計画（ ～ 年度）の第1期分として実施する。

施設の種類	全 体 計 画	うち今回計画	左記の内保安林内	第2・3期計画	左記の内保安林内
独立住宅用地	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	—
公園用地	m <sup>2</sup> (ヶ所)	m <sup>2</sup> (ヶ所)	m <sup>2</sup> (1ヶ所)	m <sup>2</sup> (ヶ所)	—
都市計画道路	延長 m 幅員 m	延長 m 幅員 m	—	延長 m 幅員 m	—
区画街路	延長 m 幅員 m	延長 m 幅員 m	延長 m 幅員 m	延長 m 幅員 m	—
公益施設用地	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	—	—	—
学校用地	m <sup>2</sup> (小学校1校、保育園1園)	m <sup>2</sup> (小学校1校、保育園1園)	m <sup>2</sup> (1校)	—	—
その他	調整池1ヶ所(m <sup>2</sup> ) 1ヶ所(m <sup>2</sup> )	〃	—	—	—
事業区域	・	51.75・	6.80・(2.29・解除)	・	—

- 8 予定施工業者及びその実績
- 国、地方公共団体等による事業については記載を要しない。
  - 予定されている施工業者とその事業経歴等について記載すること。  
(未定の場合は、選定方針等を記載する。)
- (例) 優良施工業者の指名競争入札により決定する。



9 利害関係者の意見

当該保安林の解除に利害関係を有する地方公共団体の長及び解除に直接利害関係を有する者から同意を得ている旨を記載し、同意書を添付すること。必要に応じて解除に直接利害関係を有する者の位置と解除予定地を図示した位置図を添付すること。

(例) 地元代表者.....別紙 のとおり から 年 月 日付け  
で同意済み。

水利権者.....別紙 のとおり から 年 月 日付けで  
同意済み。

隣接土地所有者.....別紙 のとおり から 年 月 日  
付けで同意済み。

10 残置森林率・配置及び管理計画等及び緑地

開発行為の目的によって、残置森林率や森林率に制限が出てくる場合に記載する。

残置森林、造成森林及び緑地の配置及び規模については、「保安林の転用許可基準」の表1及び表2に定められた基準を満たすように計画すること。

残置森林については、配備の方針(残置する位置、目的及び規模等)を記載すること。

緑地については、造成目的、その施工内容に応じ、土砂流出防止のため、必要な工種(張芝、種子吹付、施肥、客土、植栽等)を記載すること。

(例)

(ア) 残置し又は造成する森林又は緑地の面積の事業区域内の森林面積の割合は、事業計画書の転用前後の用途別面積で記載したとおり %確保している旨。

また、残置森林の配置については、事業計画図(又は事業施設配置図)に図示したとおり事業区域の周辺におおむね50mの森林帯を配置し環境の保全等に留意して配置したこと等残置森林率及び配置について記載する。

(イ) 残置森林の維持管理計画等

残置し又は造成する森林は、当該事業者と市町村との間で覚書を締結し(別添資料のとおり)、無償で市町村に提供し、市町村において適正に管理することとしていること等のように残置森林の管理方法等について記載する。

11 工事仕様書

2. 保安林解除申請に係る書類の簡素化で対象となる事業のみ記載。工事仕様書を添付し、「別紙 のとおり」と記載すること。

(例) 別紙 のとおり

12 土量計算書

- 土量計算については、切土、盛土及び残土(不足土)のそれぞれの総量及びその処理(調達)方法を下記様式に準じて記載すること。
- 残土処理に土捨場を確保する場合は、その土捨場の災害防止対策及び土捨場許容量等についても記載すること。

## 土 量 計 算 書

### 1 土量計算書

単位：m<sup>3</sup>

	切 土 量	盛 土 量		残土（不足土）	備 考
		切土運用土	不足土		
保 安 林					
保安林外					
計					

### 2 残土処理又は不足土調達の方法

残土が生じる場合は、その処理場所及び方法について、保全上支障がないように行われることを具体的に説明し、関係法令の許認可状況等についても記載すること。

不足土が生じた場合は、その調達方法を記載すること。

残土処理の場所及び不足土の調達の場合は、必ず位置図に明示すること。

### 3 土捨場の災害防止対策

### 4 土捨場容量とりまとめ表

土捨場容量とりまとめ表							
番号	所 在 地 ( 所 有 者 )	地 目	平均長	平均幅	面 積	平均盛高	許容量
		m	m	m	m <sup>2</sup>	m	m <sup>3</sup>
計							

注 専ら道路の新設又は改良（高速自動車国道を除く）の場合、4の土捨場容量とりまとめ表については省略することとして差し支えない。

費目	工種	種目	単位	員数	単価	金額	摘要	
本工事	土工	切土	・	( ; )	,	( ; ; )		
	"	盛土	・	( ; )	,	( ; ; )		
	舗装工	アスファルト	m <sup>2</sup>	( ; )	,	( ; ; )		
	法面保護工	種子吹付	m <sup>2</sup>	( ; )	,	( ; ; )		
	防護施設工	ガードレール	m	( ; )	,	( ; ; )		
	排水施設工	暗渠 ビュ-ム管	m	( ; )	,	( ; ; )		
		"	暗渠 P C 管	m	( ; )	,	( ; ; )	
	"	暗渠工 ア-チ加バ-ト	m	( ; )	,	( ; ; )		
	"	プレスト管	m	( ; )	,	( ; ; )		
	"	盲暗渠	m	( ; )	,	( ; ; )		
	"	L型側溝	m	( ; )	,	( ; ; )		
	"	U型側溝	m	( ; )	,	( ; ; )		
	"	横断溝	m	( ; )	,	( ; ; )		
	"	流木止	式	( ; )	,	( ; ; )		
		ブロック積工		m <sup>2</sup>	( ; )	,	( ; ; )	
		補強土壁工	テ-ルアルメ	m	( ; )	,	( ; ; )	
		直接工事費計					( ; ; )	
	運搬費					( ; ; )		
	諸経費					( ; ; )		
	工事価格					( ; ; )		
	消費税相当額					( ; ; )		
	計					( ; ; )		

- ・ 代替施設計画書  
代替施設計画書の様式及び記載例

## 代 替 施 設 計 画 書

当該代替施設を実施する者が、当該保安林の土地を使用する権利の取得の状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th colspan="5">所在地</th> <th rowspan="2">面積 (実測又は見込)</th> <th rowspan="2">地目</th> <th rowspan="2">土地を使用する権利の種類</th> <th rowspan="2">権利等の取得の状況</th> <th rowspan="2">登記名義人 (承継人)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>市郡</th> <th>町村</th> <th>大字</th> <th>字</th> <th>地番</th> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td> <td></td> <td>所有権</td> <td>平成 年 月 日 取得</td> <td></td> <td>別紙 のとおり</td> </tr> <tr> <td>計</td><td>〃</td><td>〃</td><td>〃</td><td>〃</td> <td>〃</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>																		所在地					面積 (実測又は見込)	地目	土地を使用する権利の種類	権利等の取得の状況	登記名義人 (承継人)	備考	市郡	町村	大字	字	地番								所有権	平成 年 月 日 取得		別紙 のとおり	計	〃	〃	〃	〃	〃					
	所在地					面積 (実測又は見込)	地目	土地を使用する権利の種類	権利等の取得の状況	登記名義人 (承継人)	備考																																													
	市郡	町村	大字	字	地番																																																			
								所有権	平成 年 月 日 取得		別紙 のとおり																																													
計	〃	〃	〃	〃	〃																																																			
代替施設に要する資金の総額及び調達方法	資金総額			調 達 方 法																																																				
	(千円)			種 類 及 び 名 称	金 額						摘 要																																													
	( , )			県 費	( , )千円						平成 年度 当初予算計上																																													
	, )			国 費	( , )千円																																																			
注( )は保安林内			合 計	( , )千円																																																				
代替施設に要する経費  ( )は保安林内	項 目			員 数	単 価	金 額	摘 要																																																	
	大項目	中項目	小項目																																																					
代替施設に関する工事の工程  注) 上段=保安林 下段=全体計画	自 平成 年 月 日 ~ 至 平成 年 月 日																																																							
	平成 年					平成 年												平成 年																																						
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																																				
	舗装工																																																							
	法面保護工																																																							
	排水施設工																																																							
	ブロック積工																																																							
	補強土壁工																																																							

	種 類	用 途	規 模	構 造	所 在	摘 要
代替施設の内容	舗 装 工	保 全 施 設	( , ) , m <sup>2</sup>	アスファルト	内 外	<input type="text"/>
	法面保護工	"	( , ) , m <sup>2</sup>	種子吹付	"	<input type="text"/>
	排水施設工	"	( , ) , m	暗渠 (ヒューム管)	"	<input type="text"/>
	"	"	( , ) , m	" (P C 管)	"	
	"	"	( , ) , m	" (アチカバート)	"	
	"	"	( , ) , m	" (プレスト管)	"	
	"	"	( , ) , m	" (盲暗渠)	外	
	"	"	( , ) , m	L 型側溝	内 外	
	"	"	( , ) , m	U 型側溝	"	
"	"	( , ) , m	横断溝	内		
"	"	( , ) , m	流木止	"		
上段( )書は 保安林部分	ブロック積工	"	( , ) , m <sup>2</sup>		"	<input type="text"/>
	補強土壁工	"	( , ) , m	テールアルメ	外	<input type="text"/>

その他参考となるべき事項

1. 当該保安林の土地と併せて当該事業の用に供される土地がある場合、当該土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得状況

2. 流量計算

- 雨水流出量算出根拠

- 排水施設流量の算出根拠

- 排水施設流量計算とりまとめ表

区分	集水区域の状況				雨水流出量			排水施設							安全率 $\frac{Q_2}{Q_1}$	備考	
	ブロック番号	林	草	耕	裸	集水面積 A	流出係数 f	雨水流出量 Q <sub>1</sub>	種類	断面積 a	径深 R	粗度係数 n	勾配 I	流速 V			排水流量 Q <sub>2</sub>
		地	地	地	地												
工事		・	・	・	・	・	・/s							m/s	・/s	別添構造図を参照	
中																	
工事後																	

3. 流末処理の方法

4. 転用に伴う流出土砂の防止計画

- ・ 流出土砂量の算出根拠

- ・ 土砂流出貯留施設計算とりまとめ表

区分番号	集水区域の状況					土砂流出量												計	貯留施設			安全備考	
	状況					裸地				草地(又は耕地)				林地					種類及び構造	貯留量	率		
	ブ	水	ツ	ク	面	面	・	期	土	面	・	期	土	面	・	期	土						土
	(・)	(・)	(・)	(・)	(・)	(・)	(・/年)	(年)	(・)	(・)	(・/年)	(年)	(・)	(・)	(・/年)	(年)	(・)	(・)	(個)	(・)			
工																							
事																							
中																							
工																							
事																							
後																							

5 . 洪水調整計画

6 . 造成森林計画

7 . その他（代替施設安定計算書等）



代替施設計画書の記載上の注意

項 目	記 載 上 の 注 意 事 項
当該代替施設を実施する者が当該保安林の土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得の状況	事業計画書の「当該事業を実施する者が当該保安林の土地を使用する権利の種類および当該権利の取得状況」に準じて記載すること。
代替施設に要する資金の総額及びその調達方法	事業計画書の「事業資金の総額及びその調達方法」に準じて記載すること。
代替施設に要する経費	代替施設に要した経費のみを計上し、記載にあたっては、事業計画書の「事業経費」に準じて記載すること。 詳細は、別紙2を参照すること。
代替施設に関する工事工程	利用計画平面図、防災計画平面図及び排水計画平面図等に照らし、具体的に記載すること。
代替施設に関する当該工事により設置される施設の種類・用途・規模・構造及び所在	代替施設の工種、数量、規模、工種は事業計画書の工程等と整合するように記載すること。
その後参考となるべき事項	<p>1．当該保安林の土地と併せて当該事業の用に供される土地がある場合、当該土地を使用する権利の種類及び当該権利の取得状況 事業計画書の「その他参考となるべき事項」に準じて記載すること。</p> <p>2．流量計算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雨水流出量算出根拠</li> </ul> <p>(例)</p> $Q_1 = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A$ <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 20px;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">}</div> <div> <p><math>Q_1 =</math> 雨水流出量 ( ・ / s )</p> <p><math>f =</math> 流出係数 ( 林地 = . . . 、 草地 = . . . 、 裸地 = . . . を使用)</p> <p><math>r =</math> 設計雨量強度 = 10年確率雨量強度</p> <p><math>A =</math> 集水区域面積 ( ・ )</p> </div> </div> <p>の計算式で算出した ( ・ のとりまとめ表の流出係数は面積加重平均した )</p>

・ 排水施設流量の算出根拠

(例)

$$Q_2 = V \cdot a \quad [ Q_2 : \text{排水流量 (・ / sec)}、 V : \text{流速 (m / sec)}、 \\ a : \text{断面積 (m}^2 \text{)} ]$$

$$V = \frac{1}{n} \cdot R^{\frac{2}{3}} \cdot I^{\frac{1}{2}} \quad [ V : \text{流速 (m / sec)}、 n : \text{粗度係数}、 R : \text{径深} \\ I : \text{勾配} ]$$

の計算で算出した。(使用因子は、「・のとりまとめ表」のとおり。)

詳細については別冊「保安林の転用許可基準」(P 4)を参照のこと。

排水施設の「許容流量」の算出のための流速は、原則としてマンニング公式を使用すること。

なお、流速は、原則として0.2~6.0m / secとして、排水断面の安全率を1.2倍以上とする。又、6.0m / secをこえる流速については、「落差工」等のウォータークッションを設けて水路勾配を緩にし、流速を減ずるような方法又は排水断面の安全率を2倍以上にする等の措置を講ずること。

・ 排水施設流量計算とりまとめ表

区分	集水区域の状況					雨水流出量			排水施設					安全率	備考	
	ブロック番号	林地	草地	耕地	裸地	集水面積	流出係数	雨水流出量	種類	断面積	径深	粗度係数	勾配			流速
					A	f	Q <sub>1</sub>		a	R	n	I	V	Q <sub>2</sub>	$\frac{Q_2}{Q_1}$	
工事中	・	・	・	・	・		・/s		m					m/s	・/s	別添構造図を参照
工事後																

排水施設とりまとめ表は「工事中」と「工事後」に分けて作成すること。

図面と対応できるよう、ブロック番号を附すること。

当該表は、添付書類として別紙とすることができる。

なお、

ア 保安林解除面積が1・以下であって、

・ 森林法第26条第2項及び第26条の2第2項(公益上の理由)によるもの。

・ 森林法第26条第1項及び第26条の2第1項(指定理由の消滅)によるもので、土地の形質の変更行為の態様等が軽微であると認められるもの。

イ 国又は地方公共団体が行う専ら道路(高速自動車国道を除く。)の新設又は改良に係るものについては、次のとおり省略し記載してよい。

(例) 流量計算

最大降水量 . . . /s 雨量強度 . . . m/hr

流出係数 . . . 計算式 マニング公式

表面排水としてU型側溝L= . . . m, L型側溝L= . . . mを設置する。

また、地下排水として盲暗渠をL= . . . mを設置する。

横断排水として暗渠( 箇所)、アーチカルバート( 箇所)を設置する。

以上の計算の結果、各施設とも安全率 . . . 倍以上であり問題なし。

3 . 流末処理の方法

- どのような排水施設をどこに接続し処理するか排水系統等を明確にすること。
- 接続する河川の管理者と協議した結果等の資料についても添付し、説明を記載すること。
- 流末処理施設等の安全を確保するため、洗堀防止策がたてられていること。

(例) ヒューム管 . . . で調整池へ集水し、洗堀のため吐口工を施工し、 . . . 管理の . . . 川に接続し、放流する。

なお、 . . . 川の雨水流出量及び排水許容流量は、「とりまとめ表」のとおりである。また、 . . . 川の管理者である . . . とは、資料 . . . のとおり . . . 年 . . . 月 . . . 日付けで協議済みである。

4 . 転用に伴う流出土砂の防止計画

- 土砂流出の算出根拠

算出に用いた単位当たり土砂流出量及びこれを採用した理由等を記載すること。

(例)

工事中 裸池 . . . m<sup>3</sup> / . . . 年

工事後 裸池 50m<sup>3</sup> / . . . 年 ( 3年目まで)

” ” 20m<sup>3</sup> / . . . 年 ( 4 ~ 5年目まで)

草 地 15m<sup>3</sup> / . . . 年

詳細については 別冊「保安林の転用許可基準」( P 4 ) を参照のこと。

工事中の期間が4ヶ月未満のものは4ヶ月として計算すること。

工事中及び工事後における流出土砂量は、地形、地質、地被状態を考慮して適切に定められたものであること。

ゴルフ場等の大規模な開発行為及び当該開発行為が公共施設等の近くで実施されるときは、原則として5年間の土砂流出量を見込むこと。

- 土砂流出貯留施設計算とりまとめ表  
土砂流出防止施設計画の総括「土砂流出防止施設とりまとめ表」にとりまとめる。

区 分 番 号	集水区域の状況				土砂流出量												計	貯砂施設			安 全 備 考	
	集 水 面	状 況				裸 地			草 地 ( <small>又は耕地</small> )			林 地			土 砂 量	土 砂 量		土 砂 量	種 類 及 び 構 造	数 量		貯 砂 率
		積 地	地	地	地	面 積	・ 期 間	土 砂 量	面 積	・ 期 間	土 砂 量	面 積	・ 期 間	土 砂 量								
	(・)	(・)	(・)	(・)	(・)	(・/年)	(年)	(・)	(・)	(・/年)	(年)	(・)	(・)	(・/年)	(年)	(・)	(・)	(個)	(・)	率		
工 事 中																						
工 事 後																						

「土砂流出防止施設とりまとめ表」は、「工事中」と「工事後」に分けて作成、記載すること。

図面と対応できるよう、ブロック番号を附すること。

当該表は、添付書類として別紙とすることができる。

なお、

ア 保安林解除面積が1・以下であって、

- ・森林法第26条第2項（公益上の理由）によるもの。
- ・森林法第26条第1項（指定理由の消滅）によるもので、土地の形質の変更行為の態様等が軽微であると認められるもの。

イ 国又は地方公共団体が行う専ら道路（高速自動車国道を除く。）の新設又は改良に係るもの。

については、下記のとおり省略し記載してよい。

(例) 土砂流出計算書

集水区域の状況 . . . . . 流出土砂量 . . . . .  
貯砂量 . . . . . 貯砂施設 特に貯砂施設は設けないが、切土  
法面に厚層基材を  
吹き付けるので土砂の流出はない。

### 5. 洪水調整計画

- 洪水調整計画については 別冊「保安林の転用許可基準」(P 6) を参照のこと。
- 洪水調整池等は、計算書とりまとめ表（箇所毎に因子、計算値、安全率等及び公式を記載すること。）についてのみ記載することとして差し支えない。

## 6. 造成森林計画

造成森林については、その対象地、造成方法（樹種、・当たりの植栽本数、植栽木の大きさ等）について記載すること。

転用後において森林に復旧する場合は原則として、樹高1メートル以上のマツ、スギ、ヒノキ、ヤシャブシ、ヤマハンノキ、ヤマモモ、ニセアカシア等の高木性樹木の中から適切な樹種を選択し、植栽本数は、別冊「保安林の転用許可基準」(P11) 以上とするよう計画されていること。

なお、土石の採掘跡地では、土地流出防止のための法面緑化工、植栽、施肥、客土等が計画されていること。

## 7. その他（代替施設安定計算書等）

- ・ 1～6以外に特に参考となるべき事項について必要に応じ記載すること。
- ・ 代替施設安定計算書は、計算書とりまとめ表（箇所毎に因子、計算値、安全率等及び公式を記載すること。）についてのみ記載することとして差し支えない。

また専ら道路の新設又は改良（高速自動車国道を除く）の事業については次のとおり省略し記載してよい。

### （例） 安定計算

#### ブロック積

- 1) 転倒について (財)林業土木コンサルタンツ 発行の森林土木構造物
- 2) 滑動について 標準設計を使用したので計算は省略した。
- 3) 沈下について
- 4) 水抜穴について 2.0㎡に1ヶ所布設する。

費目	工種	種目	単位	員数	単価	金額	摘要
本工事	舗装工	アスファルト	m <sup>2</sup>	( , ) ,	,	( , , ) ,	
	法面保護工	種子吹付	m <sup>2</sup>	( , ) ,	,	( , , ) ,	
	排水施設工	暗渠 ヒューム管	m	( , ) ,	,	( , , ) ,	
	"	P C 管	m	( , ) ,	,	( , , ) ,	
	"	アーチカルバート	m	( , ) ,	,	( , , ) ,	
	"	フレスト管	m	( , ) ,	,	( , , ) ,	
	"	盲暗渠	m	( , ) ,	,	( , , ) ,	
	"	L 型溝	m	( , ) ,	,	( , , ) ,	
	"	U 型溝	m	( , ) ,	,	( , , ) ,	
	"	横断溝	m	( , ) ,	,	( , , ) ,	
	"	流木止式		( , ) ,	,	( , , ) ,	
	ブロック積工		m <sup>2</sup>	( , ) ,	,	( , , ) ,	
	補強土壁工	テールアルメ	m	( , ) ,	,	( , , ) ,	
	直接工事費計					( , , ) ,	
	諸経費					( , , ) ,	
	工事価格					( , , ) ,	
	消費税相当額					( , , ) ,	
	計					( , , ) ,	
	合計					( , , ) ,	

## ・保安林解除予定告示後の手続き

### 1．事業の実施時期

森林法第30条及び第30条の2第1項の告示の日から30日を経過し、かつ第32条第1項の異議意見書の提出がなかった場合には、次の許可等を受けて、事業を実施することができる。

### 2．手続きについて

保安林の転用に伴う代替施設の設置を行う場合には、保安林内作業許可申請書（様式1）及び保安林内伐採届出書（様式2）を提出してください。

#### ・ 作業許可申請

許可申請は原則として、次の順序に従い分割して申請するものとし、(イ)及び(ウ)の申請はそれぞれ(ア)及び(イ)の工事が完了してから提出するものとする。

(ア) 事業施行のため必要な起工測量等（解除予定保安林の区域の測量及び当該区域の縦横断測量、当該測量のための測量杭の設置、ベンチマーク及び引照点の設置、丁張り等）のための土地の形質の変更等の行為

(イ) 事業計画書（解除申請書に添付したもの）に基づき実施する工事に先行して代替施設（貯砂えん堤、沈砂池、調整池、流末排水施設等）を設置する場合の土地の形質の変更等の行為

(ウ) 事業計画に基づき実施する工事と併せて代替施設（切盛法面の保護、土留施設、排水路等）を設置する場合の土地の形質の変更等の行為

#### その他留意事項

(ア) 他法令による許可等を必要とするものについては、作業許可申請書に、これらの許認可等があったことを証する書類を添付すること。（解除申請書に添付したものを除く。）

(イ) 解除申請書に添付した「事業計画に関する工事工程」及び「代替施設計画に関する工事工程」を変更する必要があるときは、それぞれの作業許可申請書に「変更工程表」及び「変更理由」を添付すること。

(ウ) 保安林内作業許可を受け、当該作業に関する工事に着手した場合は速やかに着手届（様式3）を、保安林内の転用に伴う代替施設の設置が完了した場合は、完了届（様式4）を提出すること。

(イ) 解除申請書に添付した「代替施設計画」の変更及び軽微な「事業計画」の変更を行う必要が生じたときは、その部分について工事を中止し、それぞれ変更承認申請書を提出すること。（様式5）

ただし、「事業計画」の変更であって、当該内容を著しく変更し、又は、解除予定保安林の変更（解除予定告示の変更）に伴うものは原則として認めない。

(オ) 工事着手に当たっては、当該作業地の見やすい場所に「許可標識」を設置すること。（様式6）

(カ) の(ア)の行為のうち、解除予定保安林の区域の測量に当たっては、その明認行為として、立木に白ペンキを塗布して明示し、立木が存在しない場合は、白塗りの標杭により明示すること。

(キ) 地番区域の一部が解除予定保安林である場合には、解除予定区域を明らかにするための永久杭を、の(ウ)の行為が完了するまでに設置すること。

- (ク) 工事施行中に、災害が発生した場合には、適切な措置を講ずるとともに遅滞なく届け出る  
こと。(様式7)
- (ケ) 解除予定保安林の期間中に、当該解除申請者又は事業主体を変更しようとするとき、若し  
くは事業を中止し又は廃止しようとするときは、書面より申し出ること。
- (コ) 作業許可申請者(又は事業主体)と工事施工者(請負者)が異なる場合は、当該申請者は、  
工事施工者に対し、作業許可の内容(許可条件を含む。)等について、遵守するよう周知徹  
底をはかること。
- (カ) 作業許可の内容(許可条件を含む。)等に違反した場合は、中止を命じ、復旧を命ずるこ  
とがある。
- (シ) 解除予定保安林を転用目的以外に供し、又は供しようとする事が明らかになった場合に  
は、解除しないことがある。

- ・ **保安林内立木伐採届出書**

伐採を開始する日は、当該届出書を提出しようとする日から2週間以降の日に「様式2 保安  
林(保安施設地区)内立木伐採届出書」を提出してください。



### 3. 保安林内作業許可に係る申請書等の様式

様式 1

#### 保安林（保安施設地区）内作業許可申請書

平成 年 月 日

長崎県知事 様

住所  
申請者 氏名 印

次の森林（土地）において次のように立竹を伐採（立木を損傷、家畜を放牧、下草、落葉又は落枝を採取、土石又は樹根を採掘、開墾、土地の形質を変更）したいので許可されたく、森林法第34条第2項（第44条において準用する同法第34条第2項）の規定によりその許可を申請します。

森林（土地の所在場所） 市 町 大字 字 番  
郡

保安林（保安施設地区）の指定の目的

行 為 の 方 法		
期 間	始 期	平成 年 月 日
	終 期	平成 年 月 日
備 考		

（注意事項）

1. 申請書は、行為を行うべき箇所ごとに作成すること。
2. ( ) 内については、該当するもののみを表示し、該当しないものについては二重線で消去すること。
3. 行為の方法欄には、次の事項を記載すること。
  - ・ 立木の伐採にあつては、伐採面積、伐採する立竹の年齢及び伐採跡地の取扱い
  - ・ 立木の損傷にあつては、損傷の目的、損傷する立木の樹種、年齢、本数並びに損傷後の取扱い
  - ・ 家畜の放牧にあつては、放牧面積、家畜の種類及び頭数並びに管理方法
  - ・ 下草、落葉又は落枝の採取にあつては、採取物の種類及び数量並びに採取方法
  - ・ 土石又は樹根の採掘にあつては、採掘の目的、種類（土石の採掘の場合に限る。）面積、方法及び数量、発掘設備、土地の形質の変更の状況並びに採掘後の取扱い
  - ・ 開墾にあつては、開墾の目的、面積及び方法、土地の形質の変更の状況並びに開墾地に係る使用目的達成後の取扱い
  - ・ 土石及び樹根の採掘並びに開墾以外の土地の形質を変更する行為にあつては、変更の目的、行為の種類、内容及び面積、土地の形質の変更の状況、施行設備並びに行為地に係る使用目的の達成後の取扱い
  - ・ 行為の方法欄等は、各県事務所林務課の担当者と予め協議すること。

- 4 . 行為の始期日は、行為を行う区域内に支障木がある場合においては、立木伐採届出書を提出しようとする日から2週間以降の日とし、立木伐採届出書を併せて提出すること。
- 5 . ・ 備考欄には、支障木の有無、その他参考となる事項を記載すること。
  - ・ 面積を記載する場合は、実測又は見込みにより、ヘクタールを単位とし、少数第4位まで記載すること。
- 6 . 添付する図面の様式は、規則第17条の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずること。( 図面には、作業箇所及びその隣接地について、地番及び地目を記載すること。作業箇所を赤く着色すること。)
- 7 . 解除予定保安林については、解除予定告示年月日及び告示番号を備考欄に記載すること。
- 8 . 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

保安林（保安施設地区）内立木伐採届出書

平成 年 月 日

長崎県知事 様

住 所  
申請者  
氏 名 印

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法施行規則第 22 条の 8 第 2 項の規定により届出ます。

保安林（保安施設地区）の指定の目的

森 林 の 所 在 場 所	市 郡 町大字 字 番地
伐 採 の 目 的	
伐採を開始する日 及び伐採を終わる日	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
伐 採 面 積 及 び 伐 採 立 木 の 本 数	伐採面積 ・ 伐採立木本数 本
伐採の方法（皆伐・ 択抜・間伐の別）並 びに伐採する立木の 種 類 及 び 年 齢	
備 考	

注意事項

- 1．伐採を開始する日は、当該届出書を提出しようとする日から 2 週間以降の日とすること。
- 2．伐採面積は、ヘクタール単位とし、少数第 4 位まで記載すること。
- 3．添付する図面のは、保安林解除申請書の提出する書類等（P20）に準ずること。（図面には、伐採箇所及び隣接地について、地番及び地目を記載すること。伐採箇所を赤く着色すること。）
- 4．解除予定保安林については、解除予定告示年月日及び告示番号を備考欄に記載すること。
- 5．氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

保安林内作業着手届

平成 年 月 日

長崎県知事 様

住所  
届出者  
氏名 印

平成 年 月 日 第 号で許可になった保安林内作業について次のとおりお届  
します。

事業箇所	市 町大字 字 番地 郡
工期	着工 平成 年 月 日 完成 平成 年 月 日
工種別数量	
作業の実施業者住所氏名	
備考	<p>1. 中止又は廃止しようとするときは届け出るとともに、県の指示に従い防災措置を講じます。</p> <p>2. 土地の権利を譲渡しようとするときは、あらかじめ届け出ます。</p> <p>3. 計画を変更するときは、あらかじめ許可を受けます。</p> <p>4. 施行中に災害が発生したときは、適切な措置を講ずるとともに、遅滞なく届け出ます。</p>

- 記載上の注意
1. 届出者欄には、作業許可を受けた者の住所・氏名及び電話番号を記載すること。
  2. 作業の実施業者住所氏名欄には、その住所・氏名並びに現場責任者の氏名・連絡先等を記載すること。
  3. 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

保安林内作業完了届

年 月 日

様

住所  
届出者  
氏名 印

平成 年 月 日 第 号で許可になった保安林内作業について次のとおりお届  
します。

事業箇所	市 町大字 郡 字 番
工期	着工 平成 年 月 日
	完成 平成 年 月 日
工種別数量	
作業の実施 業者住所氏名	
備考	

- 注意事項
1. 代替施設出来高調書（別紙1）を添付すること。
  2. 関係写真を添付すること。  
工事写真は、解除予定地の施工前後、主な代替施設の施工中及び出来高の確認できるものを添付すること。
  3. 届出者欄には、作業許可を受けた者の住所・氏名及び電話番号を記載すること。
  4. 出来高平面図は、代替施設、解除予定保安林、残置保安林、写真撮影位置等を明示すること。
  5. 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。



代替施設（事業計画）変更承認申請書

平成 年 月 日

様

住 所

申請者

氏

名

印

平成 年 月 日長崎県告示第 号で解除予定になった保安林に係る代替施設の設置（事業計画）については、次の理由により変更したいので承認されたく、関係書類を添えて申請します。

変更の理由

注意事項

- 1．変更承認申請書には、代替施設出来高表を添付すること。
- 2．事業計画図（完成図）を添付すること。
- 3．当初計画と変更計画を対比した事業計画等の図面及び関係書類を添付する。
- 4．工程表又は主要箇所の施工中及び完成写真を添付する。
- 5．氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。







## 災 害 発 生 届

平成 年 月 日

様

届出者（作業許可申請者）

住 所

氏 名

印

平成 年 月 日 第 号で許可になった保安林内作業に係る区域に次の  
とおり災害が発生したのでお届けします。

災害発生年月日	
災害発生区域	
被災状況	
災害時又は災害 直後にとった処置	
復旧の方法	
復旧完了 予定年月日	

## 注意事項

- 1．被災状況は、図面及び写真で明示すること。
- 2．復旧に必要な計画書及び図面を添付すること。
- 3．氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

## ・ 県内の保安林担当事務所と管轄区域

### 1. 担当事務所と管轄区域一覧表

市 町 村 名	管 轄 事 務 所	事務所住所、電話番号
長崎市 諫早市 大村市 香焼町 伊王島町 高島町 野母崎町 三和町 多良見町 長与町 時津町 琴海町 西彼町 西海町 大島町 崎戸町 大瀬戸町 外海町 森山町 飯盛町 高来町 小長井町	長崎林業事務所	〒852-8034 長崎市城栄町41-82  095-843-3001
佐世保市 平戸市 松浦市 東彼杵町 川棚町 波佐見町 大島村 生月町 小値賀町 宇久町 田平町 福島町 鷹島町 江迎町 鹿町町 小佐々町 佐々町 吉井町 世知原町	県北振興局 (林業部)	〒857-0041 佐世保市木場田町 3番25号 0956-23-4211
島原市 有明町 国見町 瑞穂町 吾妻町 愛野町 千々石町 小浜町 南串山町 加津佐町 口之津町 南有馬町 北有馬町 西有家町 有家町 深江町 布津町	島原振興局 (林務課)	〒855-5801 島原市城内1丁目 1205番地 0957-63-0111
福江市 富江町 玉之浦町 三井楽町 岐宿町 奈留町 若松町 上五島町 新魚目町 有川町 奈良尾町	五島支庁 (林務課)	〒853-8502 福江市富江町504 0959-72-2121
	上五島町駐在	〒857-4404 南松浦郡上五島町青方郷 1554-3 0959-52-2297
郷ノ浦町 勝本町 芦辺町 石田町	壱岐支庁 (農林課)	〒811-5133 壱岐郡郷ノ浦町本村触 570番地 09204-7-1111
巖原町 美津島町 豊玉町 峰町 上県町 上対馬町	対馬支庁 (林業部)	〒817-8520 下県郡巖原町大字宮谷 224番地 09205-2-1311
	上県町駐在	〒817-1602 上県郡上県町大字佐須奈 乙937 09208-4-2146